

第5回（平成28年度第4回）小金井市男女平等推進審議会

平成28年10月6日（木）午後3時

場所：前原暫定集会施設2階B会議室

次 第

1 報告事項

- (1) （仮称）第5次男女共同参画行動計画策定に係る研修会の結果について

2 議 題

- (1) （仮称）第5次男女共同参画行動計画（素案）について
- (2) 市民懇談会について

（配付資料）

- 資料1 （仮称）小金井市第5次男女共同参画行動計画施策体系一覧
 - 資料2 （仮称）小金井市第5次男女共同参画行動計画・担当課別施策事業体系一覧
 - 資料3 （仮称）小金井市第5次男女共同参画行動計画（素案）
 - 資料4 市民懇談会の概要について
 - 資料5 小金井市第5次男女共同参画行動計画策定に向けた市民懇談会資料
- 参考資料

(仮称) 小金井市第5次男女共同参画行動計画施策体系一覧

【基本理念】

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして

| 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 | 施策 | 事業名 |
|---------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| I 人権が尊重され、多様性を認めあう社会をつくる | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (1) 人権・男女平等の意識改革の推進 | 1 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 | (1) 人権に関する啓発資料の作成・活用 |
| | | | | (2) 男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用 |
| | | | | (3) 人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用 |
| | | | | (4) 情報誌「かたらい」の発行・周知 |
| | | | 2 ●人権・男女平等に関する講演会等の開催 | (5) 人権に関する講演会等の開催 |
| | | | | (6) 男女共同参画シンポジウムの開催 |
| | | | | (7) 「こがねいべレト」の開催 |
| | | | | (8) メディア・リテラシーに関する普及・啓発 |
| | | (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | 1 メディア・刊行物等への配慮 | (9) ★情報モラル教育の充実 |
| | | | | (10) 表現ガイドラインの周知と活用 |
| | | | 2 人権尊重における相談対応の充実 | (11) 男女平等に関する苦情・相談の受付 |
| | | | | (12) 人権侵害等に対する相談の実施 |
| | | | 3 多文化共生のまちづくり | (13) 外国人相談の実施 |
| | | | | (14) 人権・平和に関する講演会等の開催 |
| | | | | (15) 国際理解教育の推進 |
| | | | | (16) 在住外国人との交流の推進 |
| | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (1) 教育の場における男女平等教育の推進 | 1 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進 | (17) 保育・教育関係者に対する研修の充実 |
| | | | | (18) 男女平等の視点に立った学校教育の推進 |
| | | (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進 | 1 家庭における教育・学習の推進 | (19) 両親学級の充実 |
| | | | | (20) エンジェル教室、カルガモ教室の開催 |
| | | | 2 ●地域・社会における教育・学習の推進 | (21) 家庭教育学級の開催 |
| | | | | (22) 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施 |
| | | | | (23) 男女共同参画に関する講座等の開催支援 |
| | | | | (24) ●DVの防止に向けた啓発と情報提供 |
| | | | | (25) 医療機関・関係機関への情報提供の充実 |
| | | | | (26) 健診事業や児虐待防止対策を通じた早期発見 |
| | | | | (27) 小中学校での人権教育の推進 |
| | | | | (28) デートDV防止対策の充実 |
| 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援(小金井市配偶者暴力対策基本計画) | (1) 暴力の未然防止の意識づくり | 1 DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 | (29) 被害者の安全確保のための関係機関との連携 | |
| | | | (30) 被害者等に関する個人情報保護の支援 | |
| | (2) 被害者支援の推進 | 1 安全確保と自立支援の実施 | (31) 生活の再建に向けた支援と情報提供 | |
| | | | (32) 要保護児童の保育・就学等の支援 | |
| | (3) 相談・連携体制の整備・充実 | 1 相談体制の整備・強化 | (33) 女性総合相談の活用 | |
| | | | (34) 男性に対する相談支援窓口に関する情報提供 | |
| 2 連携体制の充実 | | (35) 相談対応能力の向上 | | |
| | | (36) ●庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化 | | |
| 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | 1 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実 | (37) 配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究 | |
| | | | (38) 被害者等に関する個人情報保護の支援 | |
| | | | (39) セクシュアル・ハラスメントの防止の推進 | |
| | | | (40) 児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進 | |
| 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (1) 女性のライフステージに応じた健康づくり | 1 母子保健事業等の推進 | (41) 妊娠届出・母子健康手帳交付 | |
| | | | (42) 各種健(検)診、保健指導等の充実 | |
| | | | (43) 母性の健康管理の情報提供 | |
| | | | (44) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供 | |
| | (2) 性差や年代に応じた健康づくり | 1 健康づくりの推進 | (45) 各種健(検)診等の実施 | |
| | | | (46) 健康相談等の実施 | |
| | | | (47) 健康手帳の交付 | |
| | | | (48) 医療機関等との連携 | |
| | | | (49) 食育の推進 | |
| | | | (50) スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり | |
| 2 健康と性に関する学習・啓発の充実 | (51) 自殺予防に向けた取組の推進 | | | |
| | (52) 成人を対象とした健康教育の実施 | | | |
| 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | (1) 各家庭の状況等に応じた支援 | 1 支援が必要な家庭への各種サポート | (53) エイズ対策普及・啓発 | |
| | | | (54) 性的な発達への適応などの健康安全教育 | |
| | (2) 自立した生活への支援 | 1 ●各種相談支援の実施 | (55) 要支援家庭への子育て支援事業の充実 | |
| | | | (56) ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進 | |
| | | | (57) ★生活困窮者自立相談支援事業の実施 | |
| | | | (58) 「女性総合相談」の充実 | |
| (59) 「ひとり親・女性相談」の充実 | | | | |
| (60) 庁内の相談体制の充実と相談機関の連携 | | | | |

| 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 | 施策 | 事業名 | | | |
|-----------------------------|---|---|---------------------------|--|--|--|---|
| II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす | 1 働く場における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり | 1 誰もが働きやすい職場づくりの促進 | (61) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発 (62) 多様な働き方の普及・啓発 | | | |
| | | (2)働く場における男女平等の推進 | 1 雇用の場における男女共同参画 | (63) 労働相談などの各種相談窓口の周知 (64) 関連法令等の周知徹底 (65) 公共調達における男女共同参画の尊重 | | | |
| | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)育児支援体制の整備 | 1 ●地域での子育て支援体制の充実 | (66) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実 (67) 学童保育の推進 (68) 居宅訪問による子育て支援事業の充実 (69) 親子で交流できるひろば事業の推進 (70) ★ 放課後子ども教室の実施 (71) 子育てに関する情報提供・相談の充実 | | | |
| | | | | (2)介護等への支援体制の整備 | 1 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実 (72) 高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援 (73) 障がい福祉サービスの推進と相談支援 (74) 家族介護者への支援の充実 | | |
| | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 1 男性の家事・育児・介護への参画促進 | (75) 母子保健に対する男性への啓発・支援 (76) ★ 父親の育児参画を促進する各種教室・相談の実施 (77) ★ 父親向け交流事業の推進 (78) ★ 家族介護者への支援の充実 | | | |
| | | | 2 男性の地域活動への参画促進 | (79) ★ 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施 (80) ★ 地域参加講座の開催 | | | |
| | | 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)女性の就労に関する支援 | 1 ●女性の就業支援・起業支援 | (81) 女性のための就職支援講座 (82) 職業能力の向上に向けた機会・情報の提供 (83) こがねい仕事ネットを活用した就業支援 (84) 東小金井事業創造センターを活用した起業支援 (85) 事業所との連携及び情報提供 | | |
| | | | | 2 農業・自営業等における男女共同参画の推進 | (86) 女性農業者への研修の促進 (87) 家族経営協定の締結促進 (88) 商工会等との連携 | | |
| | | | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 1 ●地域活動団体等の活動促進 | (89) 市民活動団体等の活動の支援 (90) 青少年のための各種教室等の開催 (91) 各地域活動団体への支援 | |
| | | | | | 2 地域における女性のエンパワメントの拡大 ※女性リーダーの育成促進から置き換え | (92) 国内研修事業への参加の促進 (93) 児童館ボランティアリーダーの育成 (94) ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成 (95) 市民活動団体リストの活用 | |
| | | | III 男女共同参画施策を積極的に推進する | 1 政策・方針決定過程への男女の参画 | (1)政策・方針決定過程への参画の拡大 | 1 ●男女の市政参画の促進 | (96) 審議会委員等への女性の登用の促進 (97) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進 (98) 指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援 |
| | | | | 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 | (1)市民参加・協働の推進 | 1 市民や地域団体との協働 | (99) 男女共同参画関係団体への支援・連携 (100) 市民や市民活動団体等との連携 |
| | 2 ●参画を促す環境づくり | | | | | (101) 多様な市民参加の推進 (102) (仮称)男女平等推進センター整備の検討 (103) 女性談話室の活用 | |
| | 3 推進体制の充実・強化 | | | (1)庁内の男女平等の推進 | 1 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 | (104) 働きやすい職場環境の整備 (105) 男女平等の視点に立った配置内容への配慮 | |
| | | (2)計画の推進体制の強化 | | 1 ●計画推進体制の整備 | (106) 庁内連携の強化 (107) 男女平等推進審議会の運営 (108) 計画の進捗管理 (109) 国・都・他自治体との連携及び情報共有 | | |

※ ★印は、新規事業です。 ●は第4次行動計画における核となる施策です(一部施策名が変更となっています)。

(仮称) 小金井市第5次男女共同参画行動計画・担当課別施策事業体系一覧

【基本理念】

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして

※ ★印は、新規事業

| 担当課 | 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 | 施策 | 番号 | 事業名 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 企画政策課 | I | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (1)人権・男女平等の意識改革の推進 | 1 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 | (2) | 男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用 |
| | | | | | (3) | 人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用 |
| | | | | | (4) | 情報誌「かたらい」の発行・周知 |
| | | | (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | 2 人権・男女平等に関する講演会等の開催 | (6) | 男女共同参画シンポジウムの開催 |
| | | | | | (7) | 「こがねいパレット」の開催 |
| | | | | | (8) | メディア・リテラシーに関する普及・啓発 |
| | I | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画) | (1)暴力の未然防止の意識づくり | 1 DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 | (10) | 表現ガイドラインの周知と活用 |
| | | | | | (11) | 男女平等に関する苦情・相談の受付 |
| | | | (2)被害者支援の推進 | 1 安全確保と自立支援の実施 | (12) | 人権侵害等に対する相談の実施 |
| | | | | | (24) | DVの防止に向けた啓発と情報提供 |
| | | | | | (25) | 医療機関・関係機関への情報提供の充実 |
| | | | | | (28) | デートDV防止対策の充実 |
| | | | (3)相談・連携体制の整備・充実 | 1 相談体制の整備・強化 | (29) | 被害者の安全確保のための関係機関との連携 |
| | | | | | (30) | 被害者等に関する個人情報保護の支援 |
| | | | | | (31) | 生活の再建に向けた支援と情報提供 |
| | | | | | (33) | 女性総合相談の活用 |
| | | | 2 連携体制の充実 | | (34) | 男性に対する相談支援窓口に関する情報提供 |
| | | | | | (35) | 相談対応能力の向上 |
| | I | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | 1 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実 | (36) | 庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化 |
| | | | | | (37) | 配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究 |
| | I | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (1)女性のライフステージに応じた健康づくり | 1 母子保健事業等の推進 | (38) | 被害者等に関する個人情報保護の支援 |
| | I | 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | (2)自立した生活への支援 | 1 各種相談支援の実施 | (39) | セクシュアル・ハラスメントの防止の推進 |
| | II | 1 働く場における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり | 1 誰もが働きやすい職場づくりの促進 | (44) | リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供 |
| (58) | | | | | 「女性総合相談」の充実 | |
| II | 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (2)働く場における男女平等の推進 | 1 雇用の場における男女共同参画 | (61) | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発 | |
| | | | | (64) | 関連法令等の周知徹底 | |
| II | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)女性の就労に関する支援 | 1 女性の就業支援・起業支援 | (81) | 女性のための就職支援講座 | |
| II | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 2 地域における女性のエンパワーメントの拡大 | (92) | 国内研修事業への参加の促進 | |
| III | 1 政策・方針決定過程への男女の参画 | (1)政策・方針決定過程への参画の拡大 | 1 男女の市政参画の促進 | (96) | 審議会委員等への女性の登用の促進 | |
| III | 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 | (1)市民参加・協働の推進 | 1 市民や地域団体との協働 | (99) | 男女共同参画関係団体への支援・連携 | |
| | | | | (100) | 市民や市民活動団体等との連携 | |
| | | | | (101) | 多様な市民参加の推進 | |
| | | | | (102) | (仮称)男女平等推進センター整備の検討 | |
| | | | 2 参画を促す環境づくり | (103) | 女性談話室の活用 | |

| | | | | | |
|-----------|---|---|------------------------------------|---|--|
| 企画政策課 | Ⅲ | 3 推進体制の充実・強化 | (2)計画の推進体制の強化 | 1 計画推進体制の整備 | (106) 庁内連携の強化 |
| | | | | | (107) 男女平等推進審議会の運営 |
| | | | | | (108) 計画の進捗管理 |
| | | | | | (109) 国・都・他自治体との連携及び情報共有 |
| 広報秘書課 | Ⅰ | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (1)人権・男女平等の意識改革の推進 | 1 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 | (1) 人権に関する啓発資料の作成・活用 |
| | | | (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | 2 人権・男女平等に関する講演会等の開催 | (5) 人権に関する講演会等の開催 |
| | | | | 1 メディア・刊行物等への配慮 | (10) 表現ガイドラインの周知と活用 |
| | | | | 2 人権尊重における相談対応の充実 | (12) 人権侵害等に対する相談の実施 |
| | | | | 3 多文化共生のまちづくり | (13) 外国人相談の実施 |
| | | 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | (2)自立した生活への支援 | 1 各種相談支援の実施 | (14) 人権・平和に関する講演会等の開催 |
| 地域安全課 | Ⅲ | 1 政策・方針決定過程への男女の参画 | (1)政策・方針決定過程への参画の拡大 | 1 男女の市政参画の促進 | (97) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進 |
| 職員課 | Ⅰ | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (1)教育の場における男女平等教育の推進 | 1 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進 | (17) 保育・教育関係者に対する研修の充実 |
| | Ⅲ | 1 政策・方針決定過程への男女の参画 | (1)政策・方針決定過程への参画の拡大 | 1 男女の市政参画の促進 | (98) 指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援 |
| | Ⅲ | 3 推進体制の充実・強化 | (1)庁内の男女平等の推進 | 1 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 | (100) 市民や市民活動団体等との連携 (104) 働きやすい職場環境の整備 (105) 男女平等の視点に立った配置内容への配慮 |
| 管財課 | Ⅱ | 1 働く場における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (2)働く場における男女平等の推進 | 1 雇用の場における男女共同参画 | (65) 公共調達における男女共同参画の尊重 |
| 市民課 | Ⅰ | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画) | (2)被害者支援の推進 | 1 安全確保と自立支援の実施 | (30) 被害者等に関する個人情報保護の支援 |
| 市民課 | Ⅰ | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | 1 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実 | (38) 被害者等に関する個人情報保護の支援 |
| コミュニティ文化課 | Ⅰ | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | 3 多文化共生のまちづくり | (16) 在住外国人との交流の推進 |
| | Ⅱ | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 1 地域活動団体等の活動促進 2 地域における女性のエンパワメントの拡大 | (89) 市民活動団体等の活動の支援 (95) 市民活動団体リストの活用 |
| | Ⅲ | 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 | (1)市民参加・協働の推進 | 1 市民や地域団体との協働 | (100) 市民や市民活動団体等との連携 |
| 経済課 | Ⅱ | 1 働く場における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり | 1 誰もが働きやすい職場づくりの促進 | (62) 多様な働き方の普及・啓発 |
| | | | (2)働く場における男女平等の推進 | 1 雇用の場における男女共同参画 | (63) 労働相談などの各種相談窓口の周知 (64) 関連法令等の周知徹底 |
| | Ⅱ | 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)女性の就労に関する支援 | 1 女性の就業支援・起業支援 | (82) 職業能力の向上に向けた機会・情報の提供 |
| | | | | | (83) こがねい仕事ネットを活用した就業支援 |
| | | | | 2 農業・自営業等における男女共同参画の推進 | (84) 東小金井事業創造センター「KO-TO」を活用した起業支援 |
| | | | | | (85) 事業所との連携及び情報提供 (86) 女性農業者への研修の促進 (87) 家族経営協定の締結促進 (88) 商工会等との連携 |
| 保険年金課 | Ⅰ | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (2)性差や年代に応じた健康づくり | 1 健康づくりの推進 | (45) 各種健(検)診等の実施 |
| 地域福祉課 | Ⅰ | 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | (2)自立した生活への支援 | 1 各種相談支援の実施 | (57) ★ 生活困窮者自立相談支援事業の実施 |
| 自立生活支援課 | Ⅰ | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | 1 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実 | (40) 児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進 |
| | Ⅰ | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (2)性差や年代に応じた健康づくり | 1 健康づくりの推進 | (51) 自殺予防に向けた取組の推進 |
| | Ⅱ | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (2)介護等への支援体制の整備 | 1 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実 | (73) 障がい福祉サービスの推進と相談支援 |

| | | | | | | | | |
|------------------------|---|--|-----------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 介護福祉課 | I | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | 1 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実 | (40) 児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進 | | | |
| | II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (2)介護等への支援体制の整備 | 1 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実 | (72) 高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援 | | | |
| | | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 1 男性の家事・育児・介護への参画促進 | (74) 家族介護者への支援の充実 | | | |
| II | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 1 地域活動団体等の活動促進 | (78) ★ 家族介護者への支援の充実 | (91) 各地域活動団体への支援 | | | |
| 健康課 | I | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (2)生涯を通じた男女平等教育の推進 | 1 家庭における教育・学習の推進 | (19) 両親学級の充実 | | | |
| | I | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画) | (1)暴力の未然防止の意識づくり | 1 DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 | (26) 健診事業や児虐待防止対策を通じた早期発見 | | | |
| | | | | | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (2)性差や年代に応じた健康づくり | 1 母子保健事業等の推進 | (41) 妊娠届出・母子健康手帳交付 |
| | | | | | | | | (42) 各種健(検)診、保健指導等の充実 |
| | | | | | | | | (43) 母性の健康管理の情報提供 |
| | (44) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供 | | | | | | | |
| | I | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (2)性差や年代に応じた健康づくり | 1 健康づくりの推進 | (45) 各種健(検)診等の実施 | | | |
| | | | | | (46) 健康相談等の実施 | | | |
| | | | | | (47) 健康手帳の交付 | | | |
| | | | | | (48) 医療機関等との連携 | | | |
| II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)育児支援体制の整備 | 1 地域での子育て支援体制の充実 | (49) 食育の推進 | | | | |
| | | | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 1 男性の家事・育児・介護への参画促進 | (52) 成人を対象とした健康教育の実施 | | |
| | | | | | | (53) エイズ対策普及・啓発 | | |
| | | | | | | (68) 居宅訪問による子育て支援事業の充実 | | |
| (71) 子育てに関する情報提供・相談の充実 | | | | | | | | |
| 子育て支援課 | I | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (2)生涯を通じた男女平等教育の推進 | 1 家庭における教育・学習の推進 | (75) 母子保健に対する男性への啓発・支援 | | | |
| | I | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画) | (1)暴力の未然防止の意識づくり | 1 DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 | (76) ★ 父親の育児参画を促進する各種教室・相談の実施 | | | |
| | | | | | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | 1 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実 | (20) エンジェル教室、カルガモ教室の開催 |
| | I | 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | (1)各家庭の状況等に応じた支援 | 1 支援が必要な家庭への各種サポート | | | | (26) 健診事業や児虐待防止対策を通じた早期発見 |
| | | | | | (2)自立した生活への支援 | 1 各種相談支援の実施 | (40) 児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進 | |
| | II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)育児支援体制の整備 | 1 地域での子育て支援体制の充実 | | | (55) 要支援家庭への子育て支援事業の充実 | |
| | | | | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 1 男性の家事・育児・介護への参画促進 | (56) ひとり親家庭への家事支援事業の推進 | |
| | | | | | | | (68) 居宅訪問による子育て支援事業の充実 | |
| | | | | | | | (69) 親子で交流できるひろば事業の推進 | |
| | (71) 子育てに関する情報提供・相談の充実 | | | | | | | |
| II | 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)女性の就労に関する支援 | 1 女性の就業支援・起業支援 | (76) ★ 父親の育児参画を促進する各種教室・相談の実施 | | | | |
| | | | | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 1 地域活動団体等の活動促進 | (77) ★ 父親向け交流事業の推進 | |
| II | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 1 地域活動団体等の活動促進 | | | | (81) 女性のための就職支援講座 | |
| | | | | I | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画) | (2)被害者支援の推進 | 1 安全確保と自立支援の実施 | (91) 各地域活動団体への支援 |
| II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)育児支援体制の整備 | 1 地域での子育て支援体制の充実 | | | | | (32) 要保護児童の保育・就学等の支援 |
| | | | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 1 男性の家事・育児・介護への参画促進 | (66) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実 | | |
| II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)育児支援体制の整備 | 1 地域での子育て支援体制の充実 | | | (71) 子育てに関する情報提供・相談の充実 | | |
| | | | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 1 男性の家事・育児・介護への参画促進 | (76) ★ 父親の育児参画を促進する各種教室・相談の実施 | | |

| | | | | | | |
|-------------------|--|---|--|--|---|---|
| 児童青少年課 | I | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (1)人権・男女平等の意識改革の推進 | 1 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 | (1) 人権に関する啓発資料の作成・活用 | |
| | II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)育児支援体制の整備 | 1 地域での子育て支援体制の充実 | (67) 学童保育の推進 | |
| | | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 1 男性の家事・育児・介護への参画促進 | (69) 親子で交流できるひろば事業の推進 | |
| | II | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 1 地域活動団体等の活動促進 2 地域における女性のエンパワーメントの拡大 | (77) ★ 父親向け交流事業の推進 (91) 各地域活動団体への支援 (93) 児童館ボランティアリーダーの育成 | |
| 学務課 | I | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画) | (2)被害者支援の推進 | 1 安全確保と自立支援の実施 | (32) 要保護児童の保育・就学等の支援 | |
| 指導室 | I | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | 1 メディア・刊行物等への配慮 3 多文化共生のまちづくり | (9) ★ 情報モラル教育の充実 (15) 国際理解教育の推進 | |
| | I | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (1)教育の場における男女平等教育の推進 | 1 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進 | (17) 保育・教育関係者に対する研修の充実 (18) 男女平等の視点に立った学校教育の推進 | |
| | I | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (DV対策基本計画) | (1)暴力の未然防止の意識づくり | 2 若い世代への啓発・教育の推進 | (27) 小中学校での人権教育の推進 | |
| | | | (2)被害者支援の推進 | 1 安全確保と自立支援の実施 | (32) 要保護児童の保育・就学等の支援 | |
| | I | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (2)性差や年代に応じた健康づくり | 2 健康と性に関する学習・啓発の充実 | (54) 性的な発達への適応などの健康安全教育 | |
| | III | 1 政策・方針決定過程への男女の参画 | (1)政策・方針決定過程への参画の拡大 | 1 男女の市政参画の促進 | (98) 指導的立場への登用にに向けた女性のキャリア支援 | |
| III | 3 推進体制の充実・強化 | (1)庁内の男女平等の推進 | 1 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 | (104) 働きやすい職場環境の整備 | | |
| 生涯学習課 | I | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (2)生涯を通じた男女平等教育の推進 | 1 家庭における教育・学習の推進 2 地域・社会における教育・学習の推進 | (21) 家庭教育学級の開催 (23) 男女共同参画に関する講座等の開催支援 | |
| | I | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (2)性差や年代に応じた健康づくり | 1 健康づくりの推進 | (50) スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり | |
| | II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)育児支援体制の整備 | 1 地域での子育て支援体制の充実 | (70) ★ 放課後子ども教室の実施 | |
| | | | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 2 男性の地域活動への参画促進 | (80) ★ 地域参加講座の開催 | |
| II | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 | 1 地域活動団体等の活動促進 2 地域における女性のエンパワーメントの拡大 | (90) 青少年のための各種教室等の開催 (91) 各地域活動団体への支援 (94) ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成 | | |
| 図書館 | I | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (1)人権・男女平等の意識改革の推進 | 1 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 | (3) 人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用 | |
| 公民館 | I | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | 3 多文化共生のまちづくり | (16) 在住外国人との交流の推進 | |
| | | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (2)生涯を通じた男女平等教育の推進 | 2 地域・社会における教育・学習の推進 | (22) 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施 (23) 男女共同参画に関する講座等の開催支援 | |
| II | 2 家庭における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 | 2 男性の地域活動への参画促進 | (79) ★ 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施 | | |
| 関係各課 | I | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | 1 メディア・刊行物等への配慮 | (10) 表現ガイドラインの周知と活用 | |
| | | | (1)暴力の未然防止の意識づくり | 1 DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 | (26) 健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見 | |
| | | | | (2)被害者支援の推進 | 1 安全確保と自立支援の実施 | (29) 被害者の安全確保のための関係機関との連携 (30) 被害者等に関する個人情報保護の支援 (32) 要保護児童の保育・就学等の支援 |
| | | | | (3)相談・連携体制の整備・充実 | 1 相談体制の整備・強化 2 連携体制の充実 | (35) 相談対応能力の向上 (36) 庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化 |
| | I | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | 1 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実 | (38) 被害者等に関する個人情報保護の支援 (39) セクシュアル・ハラスメントの防止の推進 | |
| | II | 1 働く場における男女共同参画の推進 (女性活躍推進法に基づく推進計画) | (1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり | 1 誰もが働きやすい職場づくりの促進 | (61) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発 | |
| (2)働く場における男女平等の推進 | | | 1 雇用の場における男女共同参画 | (63) 労働相談などの各種相談窓口の周知 | | |

（仮称）小金井市第5次男女共同参画 行動計画

素案

平成28年10月

小金井市

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置づけ | 6 |
| 3 計画の性格 | 6 |
| 4 計画の期間 | 6 |
| 第 2 章 小金井市の現状 | 7 |
| 1 人口等の推移 | 9 |
| 2 アンケート結果概要 | 16 |
| 3 前期計画期間の取り組みと課題 | 19 |
| 第 3 章 計画の基本的な考え方 | 25 |
| 1 基本理念 | 27 |
| 2 基本目標 | 28 |
| 3 計画の体系 | 29 |
| 第 4 章 施策の展開 | 31 |
| 基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる | 33 |
| 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす | 48 |
| 基本目標Ⅲ 男女共同参画施策を積極的に推進する | 57 |
| 資料編 | 63 |

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 11 年に公布施行された「男女共同参画社会基本法」においては、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられています。

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

小金井市（以下「本市」という。）では、そうした社会の実現に向けた動きが「男女共同参画社会基本法」の制定以前から生まれ、国内外の動向と連動しながら、小さな草の根的活動を端に、平成 8 年の「男女平等都市宣言」や平成 15 年の「小金井市男女平等基本条例」の制定、4 次にわたる「男女共同参画行動計画」の策定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。

しかしながら、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など、取り組まなければならない課題は多く、それらに対応する法律の制定や改正も行われています。また、マタニティ・ハラスメントやリベンジポルノ、LGBT など、時代が進むとともに新たな課題も顕在化しています。

こうした現状を踏まえ、本市では、第 4 次男女共同参画行動計画期間中に制定された新たな法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「小金井市第 5 次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

～ 男女共同参画をめぐる最近の国・東京都の動き ～

【第 4 次男女共同参画基本計画の策定】

国では、平成 27 年 12 月に男女共同参画基本法に基づく「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この中では、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、①男性中心型労働慣行等の変革や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の着実な施行等に取り組む「あらゆる分野における女性の活躍」、②非正規雇用やひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるための環境整備や女性に対する暴力の根絶に取り組む「安全・安心な暮らしの実現」、③男女共同参画の視点に立った各種制度の整備や男女共同参画への国民の理解の促進等を図る「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱とし、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示されました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定】

平成 27 年 8 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。同法では、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である」ことから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とし、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主における必要な取り組みを行うことを求めています。これに基づき、地方公共団体は国の定める基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することになりました。また、事業所内における女性の採用・登用・能力開発等の取組を推進するため、常用雇用者 301 人以上の民間事業主は「事業主行動計画」を、国や地方公共団体は「特定事業主行動計画」を策定することとされています。

【男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の一部改正】

平成 28 年 3 月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律を改正する法律」等が公布され、事業主に対する、いわゆるマタハラ防止措置義務が新設されました（平成 29 年 1 月 1 日施行）。この改正により事業主は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことに加え、上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じなければならないことが追加されました。また、平成 28 年 8 月には、同法に基づく事業主が講ずべき措置についての指針等が公布され、事業主は、「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」「相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」「職場における妊娠、出産等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応」を整備することが求められています。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正】

平成 25 年 6 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました（平成 26 年 1 月施行）。この改正法によって、従来はその対象から外れていた、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改められました。

【ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正】

平成 25 年 6 月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました（平成 25 年 10 月施行）。この改正により、「拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為」が新たにストーカー規制法の対象となりました。また、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等についての被害者の関与の強化などの措置等が講じられています。この他、国及び地方公共団体が、被害者に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないこととしています。

【東京都女性活躍推進白書の策定】

東京都では、平成 28 年 2 月に「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。この白書は、「ライフイベントから見た女性の現状と課題」「多様な女性が活躍する現在と未来の姿」「東京に変革をもたらすための取組の方向性」の 3 部で構成されており、東京の女性の活躍に焦点を絞り、女性の職場や地域での活躍の現状と課題を明らかにするとともに、様々な分野で活躍する女性の姿に学んだ課題克服のヒント、それらを基にした、あらゆる場における女性の活躍推進をより確かなものにする取組の方向性までを総合的に取りまとめた自治体初となる白書となっています。

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第 10 条第 1 項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第 4 次基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

3 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポートプラン 2012」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。

4 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

(図挿入)

第 2 章

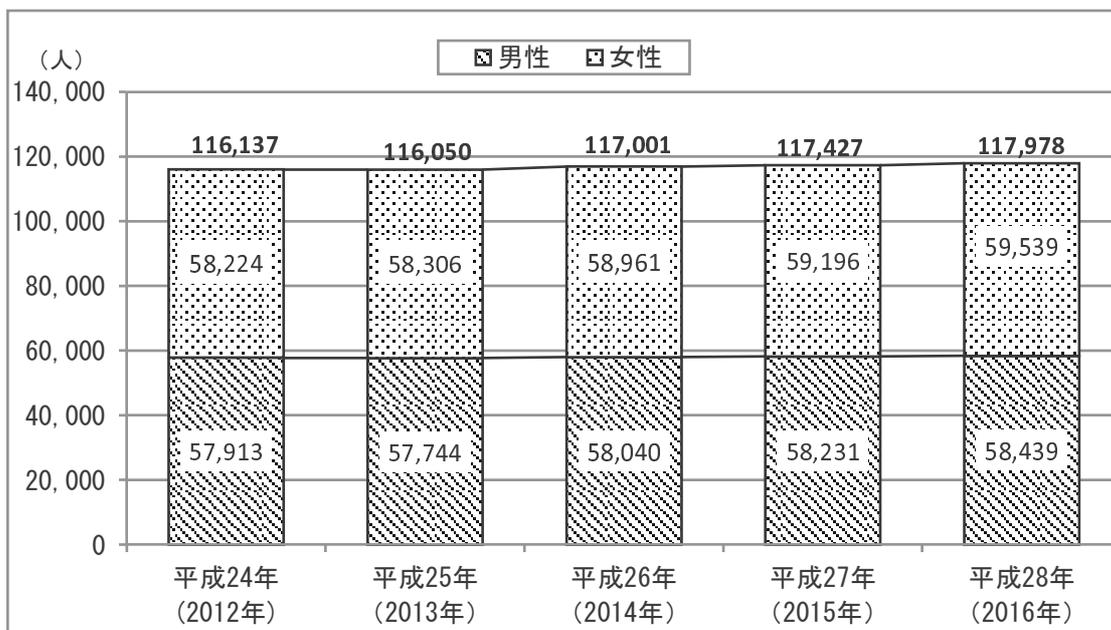
小金井市の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

市の人口はおおむね 117,000 人で推移しており、平成 28 (2016) 年 1 月 1 日現在、117,978 人となっています。

<男女別人口の推移>

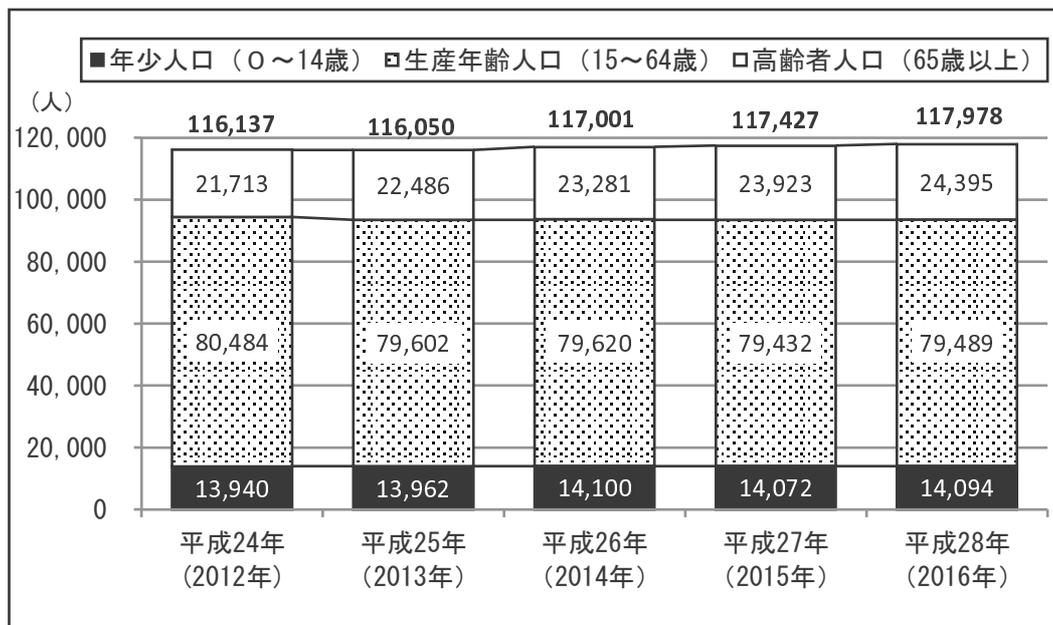


出展：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推移

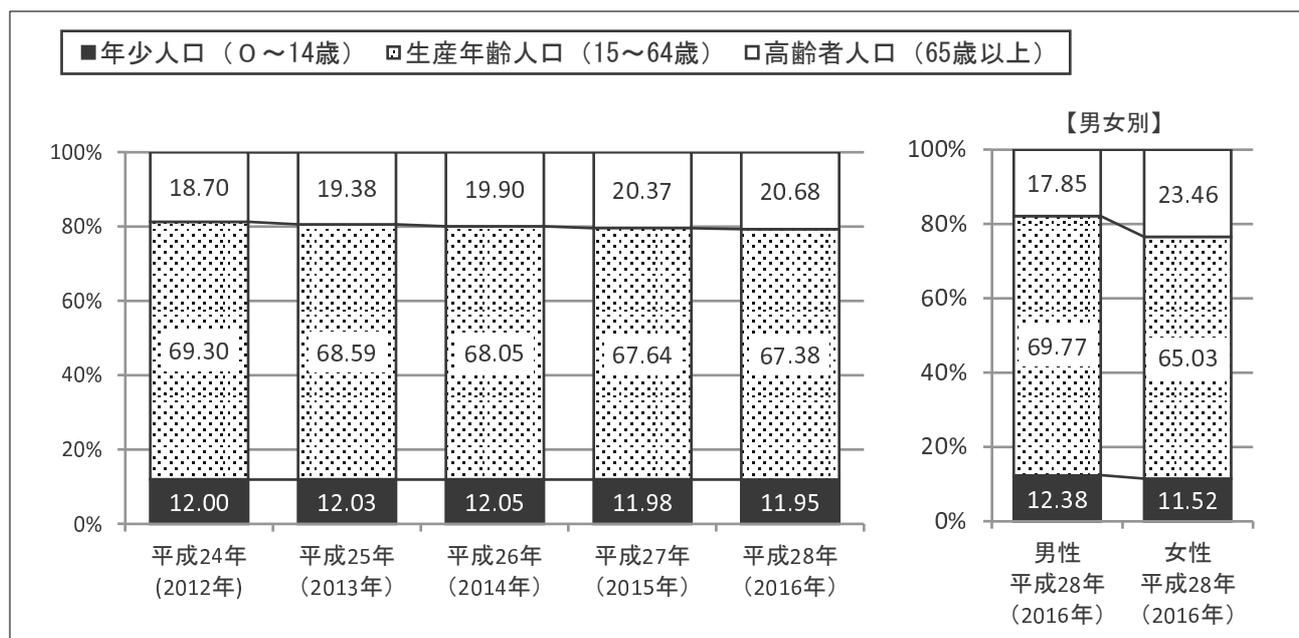
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の人口はあまり伸びておらず、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。高齢化率は平成28（2016）年現在 20.68%となっています。またこれを男女別にみると、女性の高齢化率は23.46%と男性より多くなっています。

<年齢3区分別の人口の推移>



出展：住民基本台帳（各年1月1日）
※年齢不詳を除く

<年齢3区分別の人口構成割合の推移>

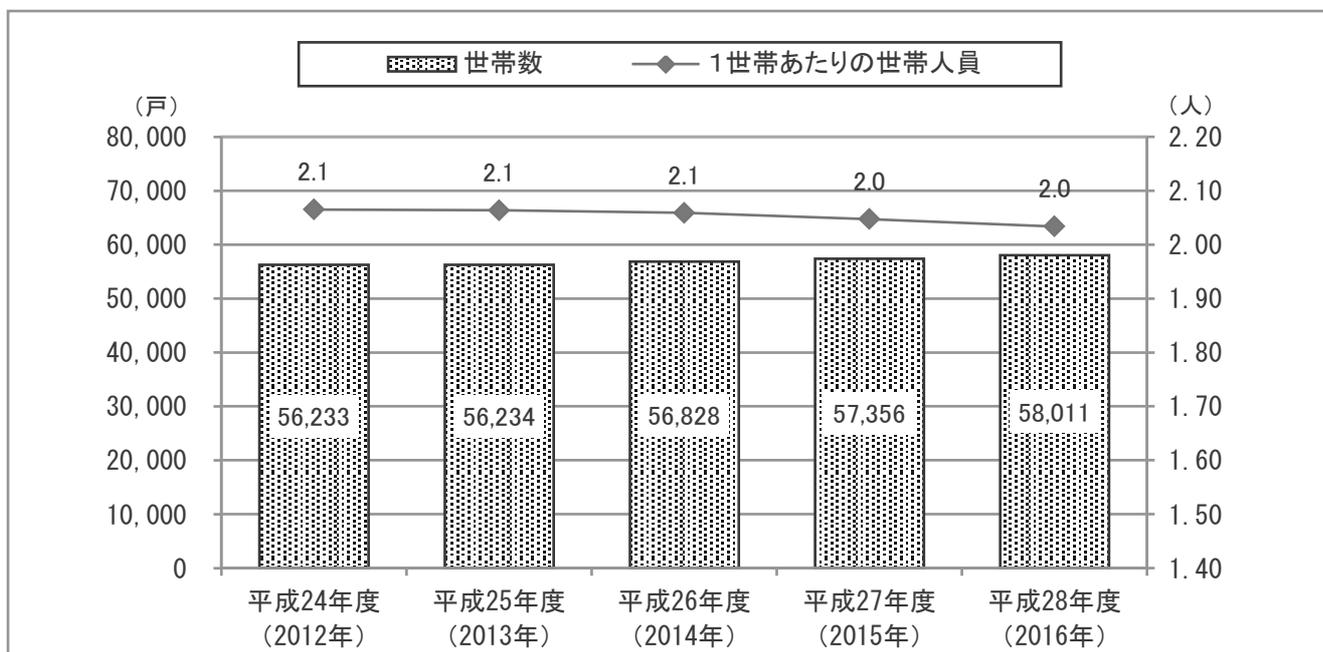


出展：住民基本台帳（各年1月1日）
※年齢不詳を除く

(3) 世帯の推移（住民基本台帳）

世帯数は増加傾向にあり、平成 28（2016）年時点で 58,011 世帯となっています。一方、1 世帯あたりの世帯人員は減少傾向にあり、平成 28（2016）年では 2.0 人となっています。

＜世帯数、1 世帯あたりの世帯人員の推移＞

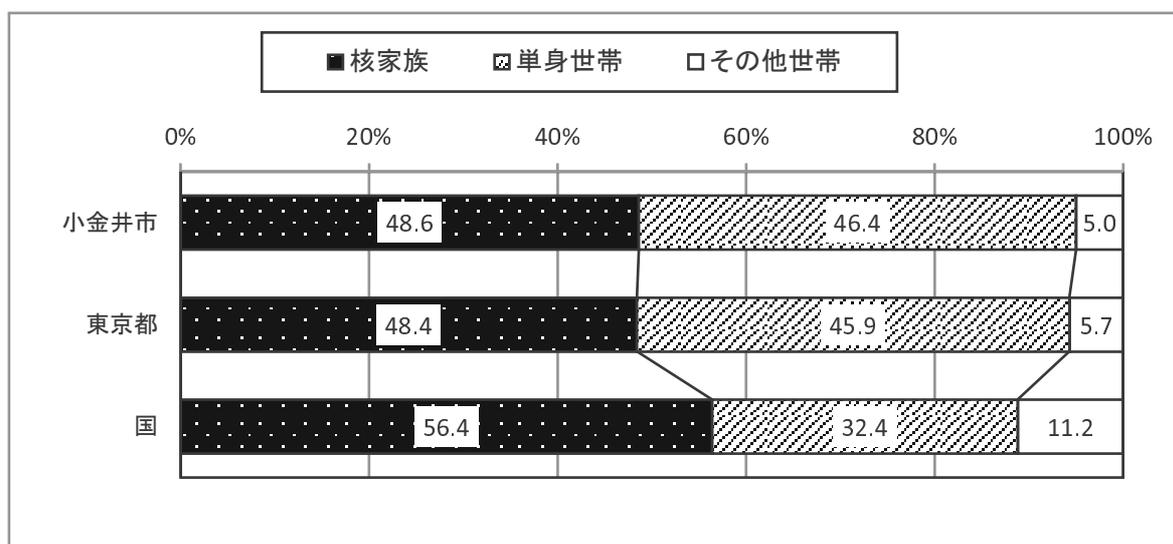


出展：住民基本台帳（各年1月1日）

(4) 家族類型

家族類型をみると、核家族と単身世帯がそれぞれ4割半ばを占めています。単身世帯の割合は東京都よりもやや高く、国と比較すると14ポイント高くなっています。

＜世帯の家族類型別割合＞

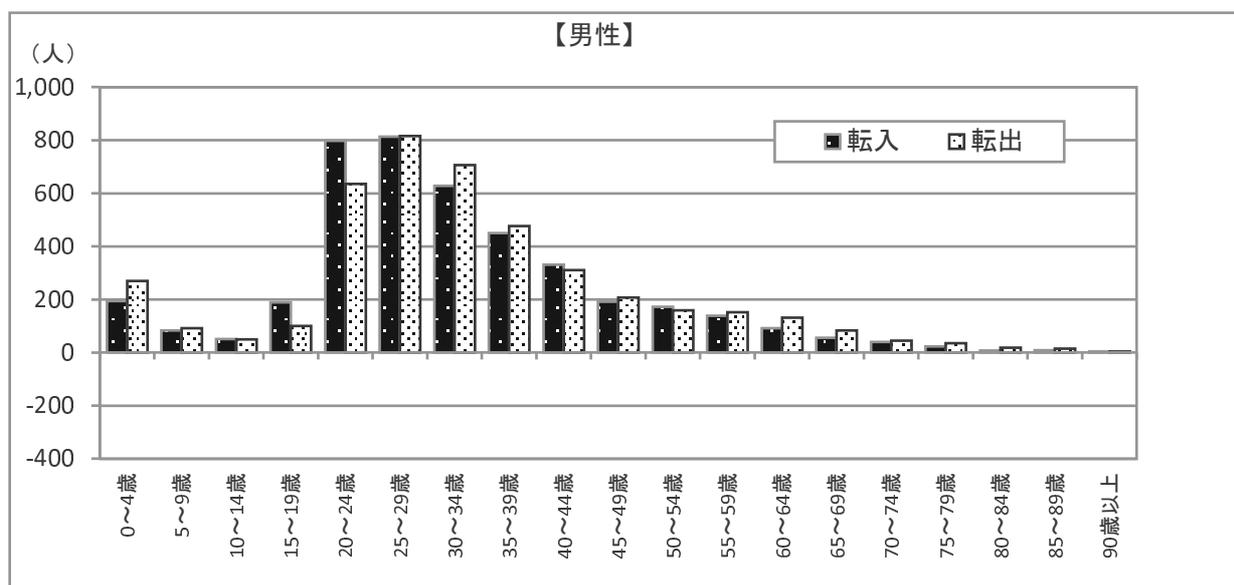
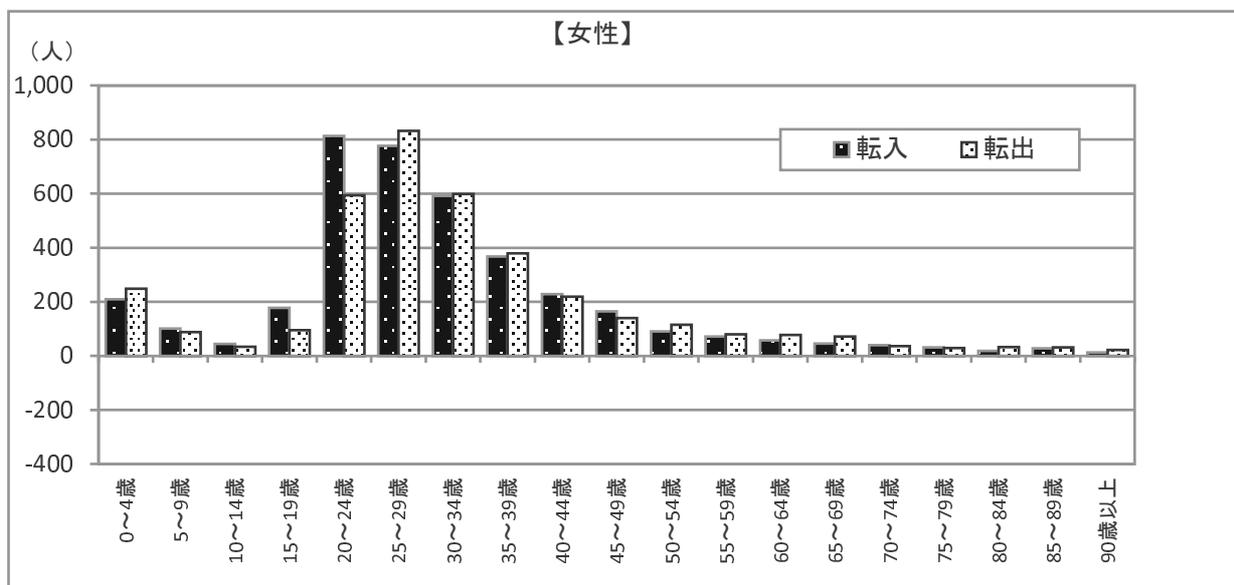


出展：平成 22 年国勢調査

(5) 転入・転出数

平成 27 年の転入・転出状況を見ると、男女とも特に 20～24 歳で転入が多くなっています。またそのすぐ上の世代では、転入は多いものの転出も多く、女性では 25～34 歳、男性では 30～34 歳という若い世代の転出が多くなっています。

＜男女別・5 歳階級別の転出者・転入者数：平成 27 年（2015 年）＞

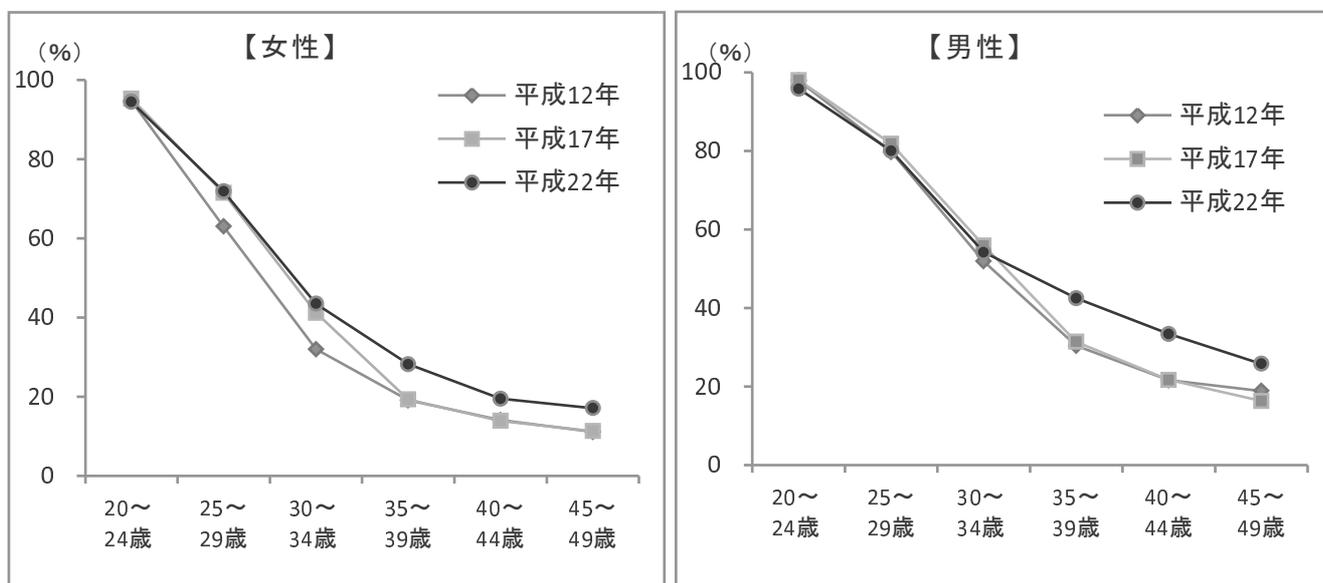


出展：住民基本台帳人口移動報告

(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、平成17年から平成22年にかけて、男女とも特に35歳以上の層において未婚率が上昇しています。

＜男女別 未婚率の推移＞

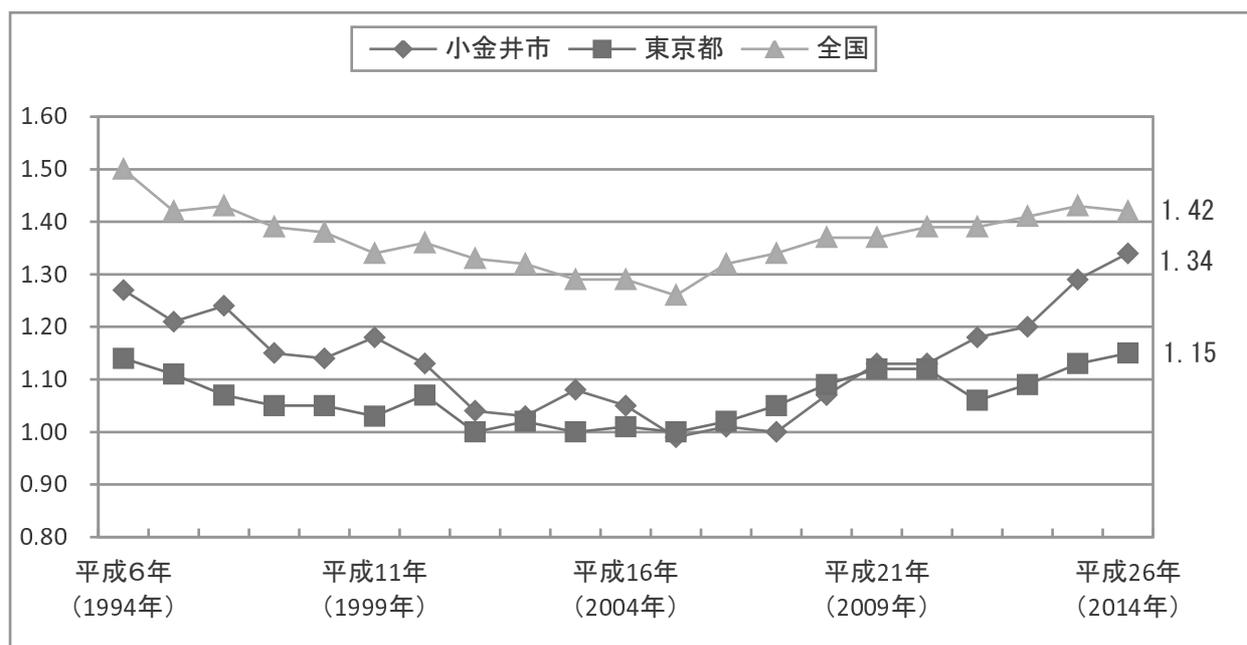


出展：平成22年国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成20(2008)年まで減少傾向でしたがそれ以降増加に転じ、平成26(2014)年時点では1.34と全国の値に近づいています。

＜合計特殊出生率の推移＞

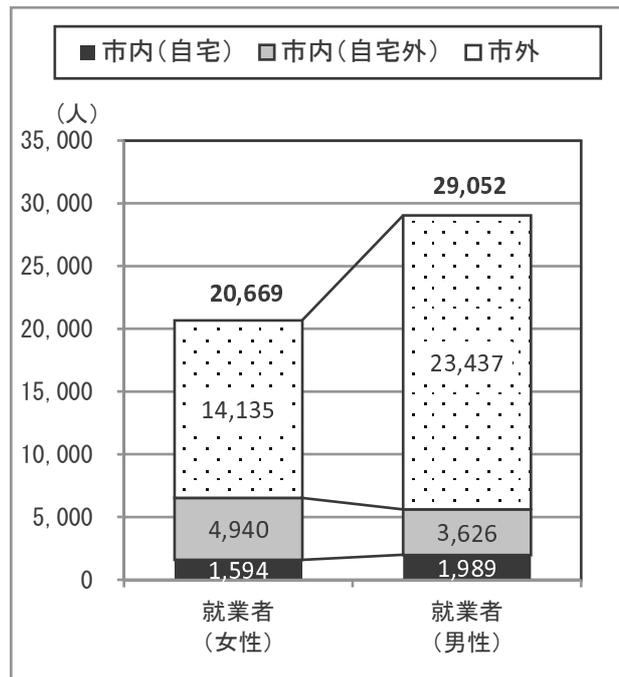


(8) 就業の状況

市民の就業の状況を見ると、女性就業者は 20,669 人、男性就業者は 29,052 人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では 7 割、男性では 8 割と大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方がより多くなっています。

雇用者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が 47.6%、非正規雇用が 52.4%、男性では正規雇用が 80.4%を占めています。

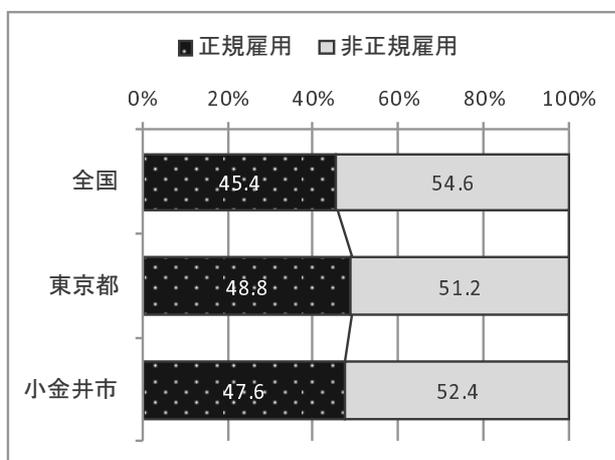
<男女別・就業地（市内・市外）による 15 歳以上の就業者数>



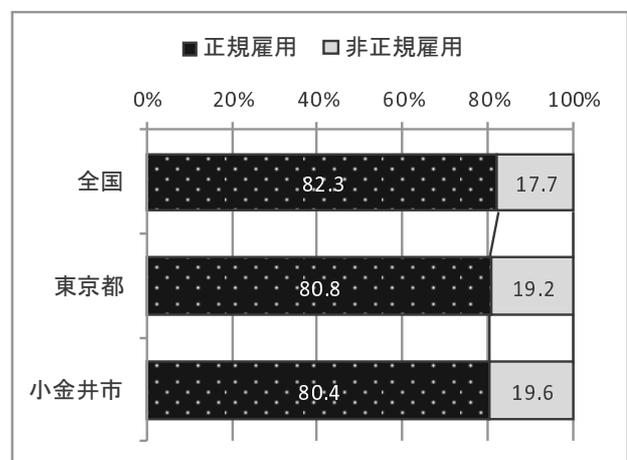
出展：平成 22 年国勢調査

<男女別・従業上の地位>

【女性】



【男性】

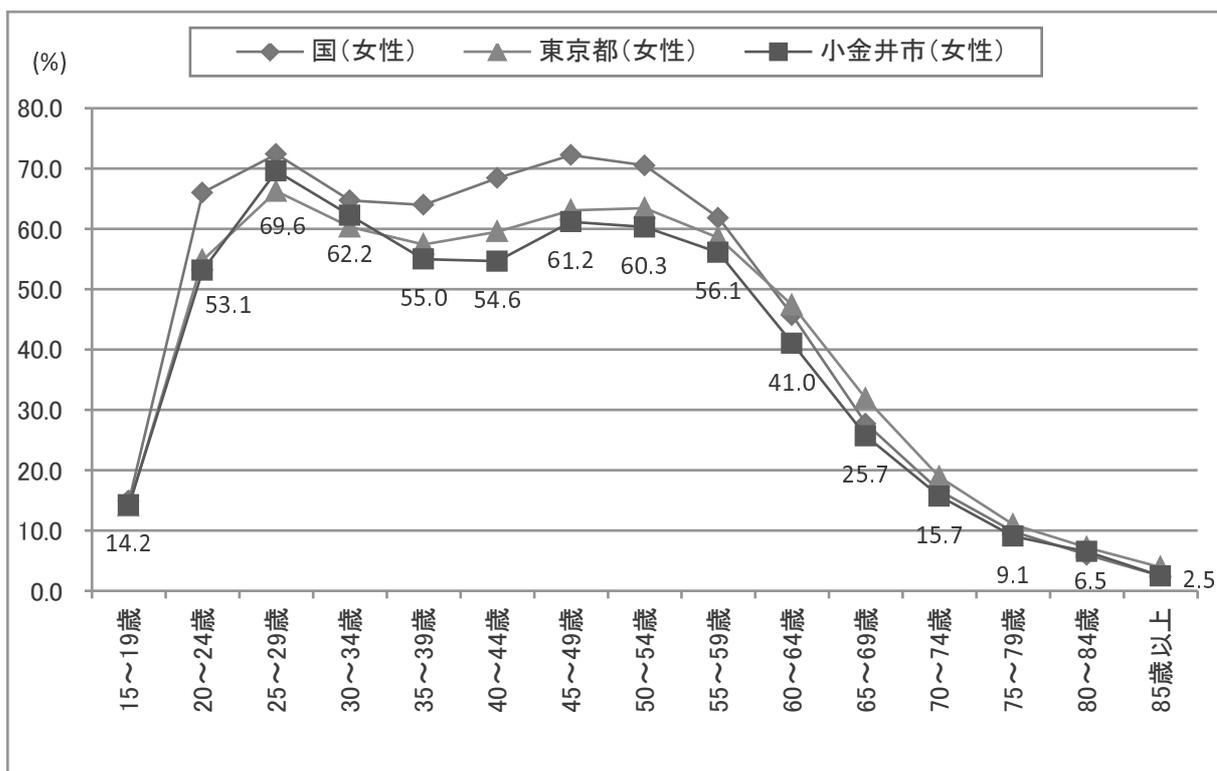


出展：平成 22 年国勢調査

(9) 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率をみると、35歳～44歳にかけて減少するいわゆるM字型となっています。市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

<女性5歳階級別の労働力率>



出展：平成22年国勢調査
 ※表示している数値は小金井市（女性）

2 アンケート結果概要

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

【調査実施概要】

| |
|-------------------------------|
| 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人 |
| 調査期間：平成27年9月25日～10月13日 |
| 回収結果：874票／2,000票（有効回収率：43.7%） |

1 男女平等意識

○各分野の男女平等観

「男女平等である」が5割を超えるのは“学校教育の場”のみとなっている。

《男性優遇》は“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”で7割台、“職場”や“社会全体として”で6割台と多くなっている。また、《男性優遇》はいずれの項目でも女性の方が多く、平等感には男女差が現れている。

全体として、前回（平成24年度）調査の結果と大きな変化は見られず、市民の中では依然として《男性優遇》の社会であるという感じ方は変わっていない。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

○1日あたりの家事に携わる時間

平日は、女性では3時間以上が約4割、男性では1時間以上が2割、「まったく関わっていない」も2割台となっている。これは就労状況や共働き状況でみても大きな違いはなく、女性が家事に多くの時間を割いていることがわかる。

○1日あたりの仕事に携わる時間

一方、就業の時間をみると、女性では8時間以上が3割弱、男性では5割台と多い。また男性では「10時間以上」が4割弱を占めており長時間労働の現状が浮かび上がっている。

○生活における優先度（希望・現実）

希望と異なり、現実には、女性では『家庭生活優先』、男性では『仕事優先』が多くなっている。理想と現実のギャップは特に男性の30代と50代を筆頭に大きくなっている。

前回調査と比較すると希望・現実双方において『家庭生活優先』の割合が増えており、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が流動化してきていることも垣間見られる。

○男女の役割分担意識（男は仕事、女は家庭）

女性では《反対》が半数以上を占めている。一方、男性では《賛成》と《反対》がともに4割台で並んでおり男女差がみとれる。年代別でみると、男性では年代が上がるにつれて《賛成》が増え、50歳代を境に《賛成》が多数派を占めるようになる。この結果、50代・60代において男女の意識差が最も大きくなっている。

国（内閣府）の調査と比較すると《賛成》は全国に比べて少ないが、前回調査結果と比べると男女ともに《賛成》がやや増加している。

○一般的に女性が仕事を持つことについての考え

男女とも「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」（中断再就職型）が4割弱で最も多く、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」（就労継続型）も3割台となっている。年代別でみると、40代までは女性は就労継続型、男性は中断再就職型を選択する人が多く、意識の違いがあらわれる。

国（内閣府）の調査結果では就労継続型が4割台、中断再就職型が3割台であり、これと比較すると男女とも中断再就職型が多くなっているのが特徴といえる。

○女性の就労継続のために必要なこと

「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.5%と特に多い。以下、「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が5割台で続いている。

○子どもを産み育てやすい環境

「認可保育園など保育施設の拡充」が7割を超えて最も多くなっている。以下、「育児休業中の給与の保障」、「子どもが病気のと看一時的に預かってくれる施設の充実」、「学童保育の充実」が5割以上で続いている。

○介護してほしい人

女性では「施設や介護サービスの職員」が多く、男性では「配偶者」が多くなっている。

○介護が女性負担となりがちな理由

「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が7割弱で最も多くなっている。以下、「男性の方が仕事の時間が長く介護の時間がとれないから」や、「介護休業制度がまだ不十分だから」といった意見が続いている。

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は依然として根強く、ワーク・ライフ・バランスの実現には遠い状況である。それを阻んでいるのは制度だけでなく、意識も障壁となっている。

3 人権尊重・暴力防止

○DVの被害経験

「まったくない」が7割以上となっている。「被害の経験」では“怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する”が1割程度となっている。被害経験ありは女性で18.3%、前回調査とほぼ変わらない。なお、国の調査では女性の被害経験は23.7%であり、市の結果はそれより少ない。

女性のDV被害における相談経験（20.3%）は前回（30.8%）より減少しており、相談しなかった理由としては「相談しても無駄だと思った」が増加している。

○DV被害の相談先

相談先は「友人・知人」や「親族」が多く、「医師、カウンセラーなど」や「市役所の窓口・電話相談など」の専門機関や公的機関の利用は1割前後となっている。

4 推進のための仕組みづくり

○市の施策・取り組みの認知状況

「知っている」はいずれも1割未満となっている。「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、“男女平等都市宣言”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”が2割台。一方、「知らない」は多くの項目で7割以上となっている。前回と比較しても認知は微増から横ばいにとどまるものが多い。

○男女共同参画に関わることばの認知状況

「知っている」は、各種ハラスメントで8割台と多い。「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“育児・介護休業法”が8割台、“ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）”、“ジェンダー”が6割台となっている。男女共同参画社会基本法は「知らない」人の方が多く、前回調査よりも認知度は下がっている。

○施策要望

「女性が働きやすい環境づくりの促進」と「子育て支援策の充実」の2項目が6割台で多くなっている。この他では、「女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実」と「学校で平等意識を育てる教育の充実」が4割台で続いている。前回調査から大きな違いはない。

3 前期計画期間の取り組みと課題

前期計画期間における主な取組を、前期計画の目標ごとにまとめました。

前期の目標1 互いに認め合い、男女平等意識を備えたひとを育む

【主な取組】

人権・男女平等意識の意識改革の推進

人権・男女平等意識の浸透と定着に向けた取組として、さまざまなテーマを取り上げた「男女共同参画シンポジウム」や市民の実行委員による企画・運営による啓発イベント「こがねいパレット」をはじめ、各種講演会等を実施してきました。また、男女共同参画情報誌「かたらい」では、市民の編集委員とともに男女共同参画推進に向け、さまざまな情報を発信しました。

【主な取組】

男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定観念に縛られない意識づくりを進めるため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」（平成24年3月作成）を活用し、市が情報発信する際には、偏りのない表現、適切な言葉や表現に留意するよう努めてきました。また、第4次の年次報告書作成に合わせ、適正になされたかを全課へ調査し、調査結果を掲載しました。すべての課が「十分できている」、「概ねできている」と回答しています。

さまざまな啓発に取り組んできたところですが、残念ながら意識調査結果からは、市の男女共同参画施策や関連する言葉に対する認知度が依然として低いことが伺えます。今後、各種の啓発事業によりさらに認知度を高めていく必要があります。

前期の目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

【主な取組】

女性の就労に関する支援

自らの能力の向上や活躍をめざすことができるよう支援していくため、これまでも、東京しごとセンター多摩との共催事業による再就職支援講座の開催、求人情報を無料で掲載できる就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を通じて、就労や雇用に関するさまざまな情報提供するなど、女性の就労支援に取り組んできました。

創業支援の一環として、平成26年度には「東小金井事業創造センター」を開設し、創業を希望する市民や本市での創業を希望する事業者へ相談や情報提供、各種セミナーを実施し、支援に努めています。

【主な取組】

自立した生活への支援

だれもが生涯を通じて健康で自立し、地域で安心して暮らせるよう各種相談事業を実施してきました。

女性のさまざまな悩みごとの解決が図れるよう実施している女性総合相談については、平成25年度から実施回数を増やし、小さなお子さんのいる女性も相談しやすいように相談中の保育にも対応し、相談事業の充実に努めました。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現した暮らしをめざすためには、特に男性の家庭参画（家事・育児・介護・地域活動等）が求められ、就労環境の整備（長時間労働の改善等）や、男性や経営者・管理職等への意識啓発が課題となっています。また、意識調査結果では、女性が働きやすい環境づくりの促進や女性の再就職のための職業相談・学習機会の充実等が、施策要望の上位にあげられています。だれもが能力を発揮できる多様な働き方、ライフスタイルの実現に向け、関係機関と連携を図りながら、引き続き各種事業の実施や情報提供等に努める必要があります。

前期の目標3 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

【主な取組】

DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

さまざまな機会を活用した啓発活動を進めるため、平成24年度から国の広域的な取組「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、庁舎内においてDV防止パネル展を実施し、DV防止啓発冊子や市の男女共同参画施策を紹介したパネル展示を行い、啓発に取り組みました。また、DV相談カード等を医療機関等関係機関に配布するなど早期発見のための連携に努めました。

【主な取組】

庁内連携体制の充実

配偶者等からの暴力防止と被害者支援の施策を推進していくため、庁内関係部署との情報共有・連携を図り、住所・居所に係る証明書の交付等における支援体制を強化しました。

平成25年のDV防止法の一部改正に伴い、適用対象が、生活をともにする交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。意識調査においては、DV被害経験のある方が相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」という回答が多くあげられています。DVは重大な人権侵害であるという認識を高めること、DVのみならず、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント、虐待など、さまざまな人権侵害に対し、暴力を容認しない社会的機運の醸成を図ることが大切です。また、関係機関及び関係各課と連携した、相談しやすい窓口づくりに努め、被害者支援、相談体制を充実していく必要があります。

前期の目標4 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

【主な取組】

市民や地域団体との協働

平成28年度に協働事業提案制度が創設され、地域における公共的課題解決に向け、市民と市が協働して取組む事業が始まりました。

【主な取組】

庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための庁内環境づくりを進めてきました。人材育成に向けた取組では、「第2次小金井市人材育成基本方針」（平成26年6月策定）に基づき女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、女性職員のためのキャリア研修を実施しました。また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき平成28年4月に「小金井市特定事業主行動計画（第2次小金井市職員次世代育成支援プラン、小金井市女性職員活躍推進プラン）」（以下、「小金井市特定事業主行動計画」という。）を策定し、男性育児休業取得率13%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

【主な取組】

計画の推進体制の強化

計画の進捗管理と評価の仕組みづくりへの取組として、第4次の年次報告書や事業について、毎年、男女平等推進審議会から提言を受け、提言内容を全庁に周知しフィードバックすることで事業等の見直しに努めています。また、審議の中で出された質問・意見に、関係各課が回答することで問題意識の共有を図っています。

本市では、政策・方針決定過程への男女の参画の取組として、審議会等への女性の参画率＝目標50%を掲げています。

市民参加条例に基づき、公募においては男女に偏りのないよう努めていますが、全体の参画率は32.2%（平成28年4月1日現在）と目標に及ばない状況であり、達成に向け、引き続き取組む必要があります。

また、男女共同参画社会の実現に向け、市は男女共同参画の必要性を認識し、職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の推進体制を充実していくことが重要です。今後も、男女ともに働きやすい職場づくりに努め、行動計画の実効性を高めるよう、男女平等推進審議会とともに進捗管理と計画的な推進に努めます。

市民参加による推進事例

◆こがねいパレット

昭和 52(1977)年に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後 10 年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和 62(1987)年には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女のさまざまな観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21 世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成 13(2001)年に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

◆情報誌「かたらい」

女性問題をさまざまな角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和 63(1988)年に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成 12(2000)年には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

◆「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景にはさまざまな分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成 15(2003)年に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代をつなぐ—』、平成 18(2006)年に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代を歩む—』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

◆市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和 59(1984)年には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成 7(1995)年、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第 2 次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会」を発足、平成 8(1996)年には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第 3 次行動計画策定時の平成 13(2001)年に設置された「(仮称)第 3 次小金井市行動計画策定委員会」において、平成 15(2003)年の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第 5 章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次行動計画では、そのために特に以下の二つのテーマが重要であるとの認識のもとに、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、さまざまな取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

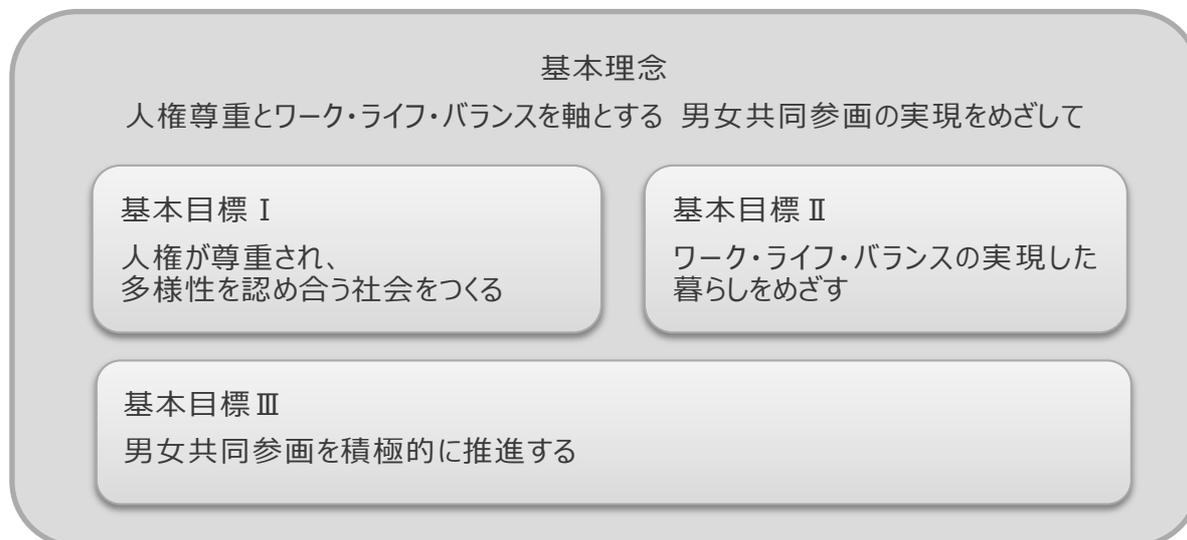
二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。またもとより、地域や職場でいきいきと女性が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の二重負担を強いられることがないようにすること、そのために、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないキーワードです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の体系

| 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 |
|--------------------------------|---|---|
| I 人権が尊重され、多様性を認めあう社会をつくる | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 |
| | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進 |
| | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画) | (1)暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実 |
| | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 |
| | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 | (1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた健康づくり |
| | 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | (1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援 |
| II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす | 1 働く場における男女共同参画の推進 | (1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進 |
| | 2 家庭における男女共同参画の推進 | (1)育児支援体制の整備 (2)介護等への支援体制の整備 (3)男性の家庭・地域活動への参画促進 |
| | 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 | (1)女性の就労に関する支援 |
| | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1)地域づくり活動における男女共同参画の推進 |
| III 男女共同参画を積極的に推進する | 1 政策・方針決定過程への男女の参画 | (1)政策・方針決定過程への参画の拡大 |
| | 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 | (1)市民参加・協働の推進 |
| | 3 推進体制の充実・強化 | (1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化 |

※基本目標IIの1～3は、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と位置づけます。

第 4 章

施策の展開

基本目標 1

人権が尊重され、多様性を認め合う 社会をつくる

主要課題 1

人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、男女共同参画社会を実現するためには、その基本となる人権を尊重する意識を高め、浸透を図ることが必要不可欠です。

本市ではこれまで、情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。

しかしながら、平成 27 年に実施した市民意識調査の結果をみると、社会全体としての《男性優遇》評価は 6 割台となっています。これは、前回(平成 24 年実施)調査の結果とほぼ同様であり、市民の中では依然として男性優遇社会であるという感じ方は変わっていないことが分かります。

だれもが自分らしく生きることができる社会づくりのためには、人々の意識や行動、それに基づく社会慣行によって性別による不利益が生じないよう、引き続き啓発が必要です。

また、最近では L G B T に総称される性的少数者からの問題提起など、従来の枠にとどまらない新たな課題も生じております。さまざまな社会的・文化的背景を持つ人々への配慮や、メディアや刊行物における人権侵害の防止など、多様性を認め合う社会の実現に向け、さまざまな観点からの対応が求められています。

男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等意識が市民一人ひとりに浸透し定着するよう、今後も引き続きさまざまな機会や媒体を通じた情報提供や広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々の人権が尊重され、守られるための環境づくりに努めていくことが必要です。

施策の方向（１）人権・男女平等の意識改革の推進

市の男女平等都市宣言や男女平等基本条例の普及・浸透とともに、市民一人ひとりが、その多様性を認め合える社会に向け、さまざまな手段による広報・啓発活動を行うとともに、人権・男女平等の意識改革につながる講演会等を開催します。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|-----------------|
| (1) | 人権に関する啓発資料の作成・活用 | <p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間意識啓発事業用リーフレット（小中学校教職員用、小学生版・中学生以上版）の作成・配布 ・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット（小学生版・中学生以上版）の作成・配布 | 広報秘書課 児童青少年課 |
| (2) | 男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用 | <p>男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布 ・新成人向け啓発資料の作成・配布 ・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知 | 企画政策課 |
| (3) | 人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用 | <p>人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性談話室における各種資料の配架 ・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等 | 企画政策課 図書館 |
| (4) | 情報誌「かたらい」の発行・周知 | <p>市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。</p> | 企画政策課 |

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|-------|
| (5) | 人権に関する講演会等の開催 | <p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解など様々な人権をテーマに講演会等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する講演会の開催 ・人権作文発表の実施 ・人権啓発物品の配布 | 広報秘書課 |
| (6) | 男女共同参画シンポジウムの開催 | 男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。 | 企画政策課 |
| (7) | 「こがねいパレット」の開催 | 男女がともにいきいきとらせる社会をめざし、市民実行委員による企画・運営する男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。 | 企画政策課 |

施策の方向（２）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定概念に縛られることなく、だれもが一人の人間として尊重され、尊厳が守られるよう、メディアや刊行物等への配慮、人権相談などの人権を尊重する環境づくりを進めます。また、男女共同参画の視点から、国際理解・交流活動などの多文化共生のまちづくりのための取組を推進します。

施策① メディア・刊行物等への配慮

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|---------------------|--|--------------------------|
| (8) | メディア・リテラシーに関する普及・啓発 | 市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。 | 企画政策課 |
| (9) | ★情報モラル教育の充実 | <p>学習指導要領に基づき、児童・生徒に対する情報教育・情報モラル教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育の実施 | 指導室 |
| (10) | 表現ガイドラインの周知と活用 | <p>「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおける手引きの周知 ・職員研修等庁内における手引きの周知 ・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行 | 企画政策課 広報秘書課 （関係各課） |

事業名の「★」マークは新規事業を示します。

施策② 人権尊重における相談対応の充実

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|------------------|--|----------------|
| (11) | 男女平等に関する苦情・相談の受付 | 男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。 | 企画政策課 |
| (12) | 人権侵害等に対する相談の実施 | 性別による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 ・人権・身の上相談、市民相談 ・女性総合相談 | 企画政策課 広報秘書課 |

施策③ 多文化共生のまちづくり

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|------------------|--|------------------|
| (13) | 外国人相談の実施 | 市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。 | 広報秘書課 |
| (14) | 人権・平和に関する講演会等の開催 | 人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。様々な視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。 | 広報秘書課 |
| (15) | 国際理解教育の推進 | 市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。 | 指導室 |
| (16) | 在住外国人との交流の推進 | 多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。 ・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等 ・生活日本語教室、国際理解講座等 | コミュニティ文化課 公民館 |

小金井平和の日条例

男女共同参画社会づくりの基盤として、互いに認め合い、人権を尊重する意識が育まれることが大切です。本市では、男女平等の視点にとどまらず、命の尊さを考え、平和を希求する「小金井平和の日条例」を平成 26 年 12 月に制定しました。

主要課題 2

男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識することが重要であり、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習は大きな役割を担っています。

特に、幼少期の教育は重要であり、小さい頃から活動の中で個々の能力を生かしながら互いの理解を深め、協力の重要性を学んでいけるよう、男女平等の視点に立った保育・教育を推進していくことが必要です。

また、男女共同参画が真に根つき、実践されるためには、幼少期にはぐくまれた男女平等に対する価値観が生涯にわたって大切に保持されることが重要です。そのため、学校卒業後も、それぞれのライフステージに応じ、時代に即した、男女共同参画に関するさまざまな学びの機会を提供していくことが必要です。

施策の方向（1）教育の場における男女平等教育の推進

性別にとらわれず、生きる力、学ぶ力、働く力をはぐくむ教育を進めるとともに、男女共同参画についての正しい理解を持つ指導者の養成に努めます。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|--------------------|--|------------|
| (17) | 保育・教育関係者に対する研修の充実 | 保育園及び小・中学校に勤務する職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。 | 職員課 指導室 |
| (18) | 男女平等の視点に立った学校教育の推進 | 小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。 ・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育 ・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育 ・個々の能力に応じた進路指導 | 指導室 |

施策の方向（２）生涯を通じた男女平等教育の推進

だれもが生涯にわたり、男女共同参画に対する理解を深め、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、家庭や地域に向けた多様な学習機会の提供に努めます。

施策① 家庭における教育・学習の推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-------------------|--|--------|
| (19) | 両親学級の充実 | 妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。 ・平日コース及び土曜日コースの実施 | 健康課 |
| (20) | エンジェル教室・カルガモ教室の開催 | 育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。 | 子育て支援課 |
| (21) | 家庭教育学級の開催 | 保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。 | 生涯学習課 |

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|--------------------------|---|--------------|
| (22) | 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施 | 地域において、人権尊重・男女平等に関する様々な講座や学習機会を提供します。 | 公民館 |
| (23) | 男女共同参画に関する講座等の開催支援 | 市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。 ・市職員派遣による出前講座 ・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催 | 生涯学習課 公民館 |

主要課題 3

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を平成 22(2010)年に策定し、配偶者等からの暴力の未然防止や被害者支援の対応を強化してきました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、その根本である命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。

市民意識調査の結果によると、DVの被害については「まったくない」が7割以上、被害経験ありは女性で18.3%と、前回(平成 24 年実施)調査とほぼ変わらない結果でした。

さらに近年では、若者の間で結婚前の交際相手との間に起こるデートDVが身近な問題になっており、若年層への啓発と被害防止対策の必要性が高まっています。

だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画を阻むあらゆる暴力を未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成するとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりや関係機関と連携した被害者支援の充実が必要です。

施策の方向（1）暴力の未然防止の意識づくり

さまざまな媒体や機会を活用した広報・啓発活動、若年層への教育や啓発、医療機関や健診機会の活用など、暴力の未然防止と早期発見に向けた体制の強化に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-----------------------|---|-------------------------|
| (24) | DVの防止に向けた啓発と情報提供 | パネル展や市報・市ホームページ、刊行物などにより、DVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせたパネル展の開催 ・DV相談カードの配付 | 企画政策課 |
| (25) | 医療機関・関係機関への情報提供の充実 | 医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。 | 企画政策課 |
| (26) | 健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見 | 各種健診、訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。 | 健康課 子育て支援課 (関係各課) |

施策② 若い世代への啓発・教育の推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|---------------|--|-------|
| (27) | 小中学校での人権教育の推進 | 市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。 | 指導室 |
| (28) | デートDV防止対策の充実 | デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。 ・「知っておきたいデートDV」(リーフレット)等の配付及びホームページによる啓発 ・DV相談カードの配付 | 企画政策課 |

施策の方向（２）被害者支援の推進

被害者が自立し、安心して暮らしていくために、生活・就労・経済面での支援をするとともに、子どもを含むひとり親家庭に対し、心のケアにも配慮した支援など、庁内・外の関係機関との連携により被害者の安全確保と自立支援に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|----------------------|--|-----------------------------|
| (29) | 被害者の安全確保のための関係機関との連携 | 庁内関係各課及び警察等関係機関との連携した安全確保に努めます。また、民間シェルターへ財政的支援を行い、被害者の自立支援を推進します。 | 企画政策課 (関係各課) |
| (30) | 被害者等に関する個人情報保護の支援 | DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。 | 企画政策課 市民課 (関係各課) |
| (31) | 生活の再建に向けた支援と情報提供 | DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。 | 企画政策課 (関係各課) |
| (32) | 要保護児童の保育・就学等の支援 | DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。 ・保育に関する支援 ・就学等に関する支援 | 保育課 学務課 指導室 (関係各課) |

施策の方向（３）相談・連携体制の整備・充実

被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談機能の強化や連携体制の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を進めます。

施策① 相談体制の整備・強化

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|----------------------|---|-----------------|
| (33) | 女性総合相談の活用 | 女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。 | 企画政策課 |
| (34) | 男性に対する相談支援窓口に関する情報提供 | 市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。 | 企画政策課 |
| (35) | 相談対応能力の向上 | 関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。 | 企画政策課 (関係各課) |

施策② 連携体制の充実

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|-----------------|
| (36) | 庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化 | 関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。 | 企画政策課 (関係各課) |
| (37) | 配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究 | 国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。 | 企画政策課 |

主要課題 4

ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、DVと並び男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つとなっています。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあります。

ストーカーやセクシュアル・ハラスメントに対しては、国による「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止措置が義務化されました。本市では「配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱」等に準じた対応の整備や苦情処理窓口の設置等を実施しています。

虐待に対しては、児童・高齢・障がい者の各分野における法制度の整備が進められていることを受け、庁内のさまざまな部署や関係機関が連携し、適切な対応・支援に努めています。

さらに近年では、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントといった新たなハラスメントや、スマートフォンなどの情報通信機器の広がりに伴い「リベンジポルノ」のような個人の尊厳を傷つける暴力行為が問題となっています。

家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや各種ハラスメント、虐待等の行為は男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高めるとともに、適切な対応・支援体制づくりが必要です。

施策の方向（１）ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、 虐待等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメント等の防止について啓発するとともに、ストーカーや虐待等に対する適切な対応・支援に努めます。

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|----------------------|--|------------------------|
| (38) | 被害者等に関する個人情報保護の支援 | ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。 | 企画政策課 市民課 (関係各課) |
| (39) | セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進 | セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。 ・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施 ・人権・身の上相談の実施 ・市ホームページ等による関係法令等の周知 | 企画政策課 (関係各課) |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|---------------------------|---|----------------------------|
| (40) | 児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進 | <p>児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、権利擁護に関する啓発 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・高齢者虐待防止専門ケア会議の開催 ・障害者虐待防止センターの運営 | 子育て支援課 介護福祉課 自立生活支援課 |

主要課題 5

生涯を通じた心と身体 の健康支援

男女共同参画社会の実現に向けては、生涯にわたって心身ともに健康であること、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合うこともまた基本的な条件といえます。

そのため、一人ひとりのライフステージや状況に応じた健康づくりを支援していくことが重要です。

女性には妊娠・出産のための機能が備わっており、男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。妊娠や出産は女性の心身とその人生設計に大きな影響を及ぼしうるものであることから、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）は、このような視点に立った概念であり、女性だけでなく、社会全体の理解を深めることが重要となっています。

本市では、各種健（検）診、食育、健康教育・相談、母子保健サービス、青少年に対する健康を脅かす問題についての教育・啓発などを通じ、市民一人ひとりの年代や状況に応じた主体的な健康づくりを促すとともに、総合的な健康支援に取り組んでいます。

近年では、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済・生活問題が原因と考えられる中高年男性を中心とした自殺の増加など、新たな健康課題も生じています。そのため、だれもが生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、今後も引き続き、互いの性や身体的特性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援するとともに、相談支援体制のさらなる強化を図る必要があります。

施策の方向（１）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|--------------------------|--|--------------|
| (41) | 妊娠届出・母子健康手帳交付 | 妊娠届を提出した際に、母親の妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するための母子手帳を交付します。 | 健康課 |
| (42) | 各種健（検）診、保健指導等の充実 | 妊婦に対し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。 ・妊婦健康診査 ・超音波検査、子宮頸がん検診 ・妊婦歯科健康診査、産婦健康診査 | 健康課 |
| (43) | 母性の健康管理の情報提供 | 妊娠届を提出した就労する妊婦に対し、「子育て支援ガイド」など、就労する妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。 | 健康課 |
| (44) | リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供 | 妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブヘルス／ライツに関する情報提供に努めます。 | 企画政策課 健康課 |

施策の方向（２）性差や年代に応じた健康づくり

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、各年代に応じた心と体の健康づくり支援を行うとともに、健康と性に関する啓発と学習機会を提供します。

施策① 健康づくりの推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-------------|---|--------------|
| (45) | 各種健（検）診等の実施 | 生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。 ・特定健診、特定保健指導 ・各種がん検診等集団健康診査 ・子宮がん検診、乳がん検診 ・骨粗しょう症検診 | 保険年金課 健康課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|---------|
| (46) | 健康相談等の実施 | 健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。 | 健康課 |
| (47) | 健康手帳の交付 | 各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。 | 健康課 |
| (48) | 医療機関等との連携 | 休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。 | 健康課 |
| (49) | 食育の推進 | 「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。 | 健康課 |
| (50) | スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり | 60歳以上の市民を対象に、体力維持と健康づくりスポーツ習慣の定着を目的とした「いきいき健康スポーツ教室」を実施します。 | 生涯学習課 |
| (51) | 自殺予防に向けた取組の推進 | メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取り組みを推進します。 ・メンタルチェックシステムの活用 ・ゲートキーパー養成研修(庁内) ・相談先の周知 | 自立生活支援課 |

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|--------------------|--|-----|
| (52) | 成人を対象とした健康教育の実施 | ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。 ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室 ・若年層の健康教室 ・メタボリックシンドローム予防教室 | 健康課 |
| (53) | エイズ対策普及・啓発 | エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。 | 健康課 |
| (54) | 性的な発達への適応などの健康安全教育 | 学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。 | 指導室 |

主要課題 6

困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

人口や世帯の構造の変化と相まって長期的に低成長経済が続く中、単身世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯の増加、格差や生活保護には至らない相対的貧困層の増加、子どもの貧困問題など、生活上の困難が幅広い層へ広がりつつあります。

このような中、平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。同法では、自立相談支援事業の実施を市町村に義務付けるなど、セーフティネットによる支援体制の強化が必要とされています。

特に女性は、出産や育児による就業の中断、再就職の難しさからくる非正規雇用の多さなどにより、年齢を問わず貧困などの困難に陥りやすい状況に置かれています。また、これらが生じる背景には、依然として根強い固定的な性別役割分業意識があり、男女共同参画社会の実現という観点からも対策が求められています。

施策の方向（１）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭等に対し、各家庭の状況に応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-----------------------|--|--------|
| (55) | 要支援家庭への子育て支援事業の充実 | 援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・産後支援ヘルパー、養育支援ヘルパーの派遣 | 子育て支援課 |
| (56) | ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進 | 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事支援サービスを提供します。 | 子育て支援課 |

施策の方向（２）自立した生活への支援

だれもが地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援の充実を図るとともに、相談機関の周知や連携を進め、相談支援体制の強化に努めます。

施策① 各種相談支援の実施

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-------------------------------|---|--------|
| (57) | ★ 生活困窮者自立 相談支援事業の 実施 | 小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。 | 地域福祉課 |
| (58) | 「女性総合相談」 の充実 | 女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。 | 企画政策課 |
| (59) | 「ひとり親・女性 相談」の充実 | 様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズに見合った社会的自立を支援します。 | 子育て支援課 |
| (60) | 庁内の相談体制 の充実と相談機 関の連携 | 人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。 | 広報秘書課 |

基本目標 II

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題 1

働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進法に基づく推進計画）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現には、まず第 1 に、性別にかかわらず、それぞれの価値観に基づいた、多様な働き方を選択できる環境が必要です。

しかし実態は、男性・正社員における長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の増加・固定化など、就労をめぐる環境は難しさを増しているといえます。市民意識調査の結果においても、理想としては仕事と生活の調和を図りたいと考える人が多いものの、現実には、男性を中心に、仕事優先の生活をしている人が多いことが分かります。

人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりは我が国全体で取り組むべき喫緊の課題となっており、平成 27(2015)年 12 月に策定された国の第 4 次男女共同参画基本計画においては、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の着実な推進を大きな柱として取り上げています。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、男女が互いに協力して働き続けるための法制度上の環境は整いつつありますが、実際に望んでいるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のあり方には程遠いのが現状です。働きやすく、自らの能力の向上や活躍を目指すことができる社会に向け、働き方に関する制度・意識の改革を、事業者、労働者双方に促していくことが必要です。

施策の方向（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民・事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|------------------------------|---|-----------------|
| (61) | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発 | 市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。 | 企画政策課 （関係各課） |
| (62) | 多様な働き方の普及・啓発 | 各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。 | 経済課 |

施策の方向（２）働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行うとともに、事業所の主体的な取組を促します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-------------------|--|---------------|
| (63) | 労働相談などの各種相談窓口の周知 | 労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・メンタルチェックシステムの活用 | 経済課 （関係各課） |
| (64) | 関連法令等の周知徹底 | 市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。 ・市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布 | 企画政策課 経済課 |
| (65) | 公共調達における男女共同参画の尊重 | 総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。 | 管財課 |

主要課題 2

家庭における男女共同参画の推進（女性活躍推進法に基づく推進計画）

男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

本市ではこれまでも、各個別計画に基づき、必要な子育て支援や介護等のサービスの充実を図ってきました。しかし、市民意識調査の結果をみると、女性の就労継続のために必要なことでは「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が依然として多くなっています。また、介護が女性負担となりがちなる理由として、「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が最も多くあげられており、家事・育児・介護等のワーク・ライフ・バランスを支える環境は決して十分とは言えないことがうかがえます。

さらに最近では、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする中高年男性の介護離職も問題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに、家事・育児・介護等に参画できるよう環境整備に努めるとともに、多様化する子育てニーズや高齢者・障がい者等の自立や介護に関わるニーズに対応できるよう、各家庭の状況に応じた社会的支援を充実することが求められています。

施策の方向（1）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|----------------------|---|---------------|
| (66) | 多様なニーズに対応した保育サービスの充実 | 待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。 | 保育課 |
| (67) | 学童保育の推進 | 保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学生の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。 | 児童青少年課 |
| (68) | 居宅訪問による子育て支援事業の充実 | 出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。 ・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導 ・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援 | 健康課 子育て支援課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-------------------|---|----------------------|
| (69) | 親子で交流できるひろば事業の推進 | 親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。 ・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」 ・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」 | 子育て支援課 児童青少年課 |
| (70) | ★ 放課後子ども教室の実施 | 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。 | 生涯学習課 |
| (71) | 子育てに関する情報提供・相談の充実 | 育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。 ・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談 ・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座 他 ・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座 | 健康課 子育て支援課 保育課 |

施策の方向（２）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者等の介護における役割を担っていけるよう、介護を支えるサービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|---------|
| (72) | 高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援 | 介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。 ・地域包括支援センターによる相談対応 ・高齢者福祉のしおりの発行 ・介護サービス利用ガイドブックの発行 | 介護福祉課 |
| (73) | 障がい福祉サービスの推進と相談支援 | 障がい者の自立と社会参加を支援するため、様々な相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。 | 自立生活支援課 |
| (74) | 家族介護者への支援の充実 | 要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。 | 介護福祉課 |

施策の方向（3）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、育児や介護、地域活動に参画するきっかけとなるよう、さまざまな機会を提供していきます。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|---------------------------|--|----------------------|
| (75) | 母子保健に対する男性への啓発・支援 | 妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。 | 健康課 |
| (76) | ★ 父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施 | 出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーの参加を促します。 ・両親学級 ・エンジェル教室・カルガモ教室 ・プレママ・プレパパ支援事業（市立保育園での保育見学、子育て相談等） | 健康課 子育て支援課 保育課 |
| (77) | ★ 父親向け交流事業の推進 | 父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。 ・「お父さんと遊ぼう」「お父さんのあつまり」、親子あそびひろば『ゆりかご』での交流の推進 ・児童館の子育てひろば | 子育て支援課 児童青少年課 |
| (78) | ★ 家族介護者への支援の充実 | 要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。 | 介護福祉課 |

施策② 男性の地域活動への参画促進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-------------------------------|--|-------|
| (79) | ★ 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施 | 市民がつくる自主講座の説明会において、人権尊重、男女平等の視点を踏まえた講座を企画してもらえよう、事例を示しながら説明します。各種講座については、男性の参加を増やすため男性も興味を持つようなテーマを設定し、男性の参加を促します。 | 公民館 |
| (80) | ★地域参加講座の開催 | シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。 | 生涯学習課 |

主要課題 3

女性の活躍と多様な働き方への支援（女性活躍推進法に基づく推進計画）

就労は経済面だけでなく、精神的、社会的自立のための重要な手段です。価値観やライフスタイルが多様化する中、就労の形態もさまざまな形が登場していますが、働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされていないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。

平成 28 年 4 月に施行された「女性活躍推進法」は、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取組を義務付けるものであり、女性の職業生活における活躍を大きく加速させるものとなっています。

平成 22 年の国勢調査から本市の女性の 5 歳階級別の労働力率をみると、30 歳～44 歳にかけて減少するいわゆる M 字型となっており、出産や子育てによって離職する女性が多い現状がうかがえます。一方、市民意識調査の結果からは、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」と考える人の割合が高いものの、女性の 40 代までは「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」を選ぶ人も少なくありません。

働く女性の数は増加しており、それを後押しする法律の整備も進んで来ています。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

施策の方向（1）女性の就労に関する支援

就職、再就職、起業等を希望する女性に対し、労働に関する情報提供や支援講座の充実に努めます。また、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|---------------------|--|-----------------|
| (81) | 女性のための就職支援講座 | 就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩など関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。 | 企画政策課 子育て支援課 |
| (82) | 職業能力の向上に向けた機会・情報の提供 | 職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。 | 経済課 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-----------------------|--|-----|
| (83) | こがねい仕事ネットを活用した就業支援 | 就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。 | 経済課 |
| (84) | 東小金井事業創造センターを活用した起業支援 | 女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。 | 経済課 |
| (85) | 事業所との連携及び情報提供 | 安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。 | 経済課 |

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|--------------|---|-----|
| (86) | 女性農業者への研修の促進 | 東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。 | 経済課 |
| (87) | 家族経営協定の締結促進 | 家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。 | 経済課 |
| (88) | 商工会等との連携 | 経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。 | 経済課 |

主要課題 4

市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

個人が自らの持つ能力や知識を生かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。また近年では、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを地域力で解決する地域コミュニティづくりの重要性がこれまで以上に高まっています。

市内には地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。団塊の世代が多い本市においては、今後ますます地域活動への意欲を持った市民の増加が見込まれ、だれもが参加・参画しやすい環境を整える必要があります。

また、地域活動に参加している女性は多いものの、組織の長や団体のリーダーは依然として男性が多いのが現状です。地域づくりにおいても、女性の活躍が大いに期待されています。これまで以上に、地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、女性のエンパワーメントに注力していく必要があります。

施策の方向（1）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、男女が互いに協力しあう中で、リーダーとして活躍する女性の増加をめざします。

施策① 地域活動団体等の活動促進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-----------------|--|------------------------------------|
| (89) | 市民活動団体等の活動の支援 | 市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。 | コミュニティ文化課 |
| (90) | 青少年のための各種教室等の開催 | 青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室等を開催します。 ・スポーツ教室の実施 ・科学の祭典の開催 | 生涯学習課 |
| (91) | 各地域活動団体への支援 | 高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。 | 介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課 |

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|-----------------------|--|-----------|
| (92) | 国内研修事業への参加の促進 | 男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。 | 企画政策課 |
| (93) | 児童館ボランティアリーダーの育成 | 児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとして、中・高校生世代の児童館リーダー育成に取り組みます。 | 児童青少年課 |
| (94) | ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成 | <p>地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座 ・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会 | 生涯学習課 |
| (95) | 市民活動団体リストの活用 | 市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。 | コミュニティ文化課 |

基本目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

主要課題 1

政策・方針決定過程への男女の参画

日常生活に深い関わりを持つ市政や、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野で、政策・方針等の立案・決定過程に、多様な考え方が取り入れられることは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。

本市では審議会等に参画する女性委員の比率 50%を目標に掲げ取組を進めてきましたが、平成 28 年 4 月 1 日現在 32.2%と目標には及ばない状況であり、引き続きさまざまな分野における意思決定の場への女性の積極的な参画を促していく必要があります。

特に、平成 23 年に発生した東日本大震災においては、備蓄物資や救援物資の内容、避難所運営等において、女性や子ども、要支援者等のニーズに対する準備不足から生じる多くの課題が明らかとなりました。このような課題を解決していくためには、災害対策の検討や避難所運営等において、平常時から男女共同参画の視点を取り入れていくことが不可欠です。

また、平成 27 年に実施した市職員意識調査では、「自分の能力に不安」「家庭との両立が難しい」などの理由により、昇進を希望しない女性職員が半数近くを占めており、指導的立場への登用に向けた庁内のキャリア支援を行うとともに、男女平等の視点に立った人材の適正配置に努める必要があります。

施策の方向（１）政策・方針決定過程への参画の拡大

審議会等に参画する女性委員の比率 50%を目標に取組を進めます。また、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野において、男女双方の積極的な参画を促します。

施策① 男女の市政参画の促進

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------|------------------------|---|------------|
| (96) | 審議会委員等への女性の登用の促進 | 審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。 | 企画政策課 |
| (97) | 防災・防犯分野における男女共同参画の推進 | 防災・防犯分野における審議において、様々な意見を得られるよう男女の偏りが無いよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。 | 地域安全課 |
| (98) | 指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援 | 市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性職員キャリア研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主管教諭、管理職への受験勧奨を行います。 | 職員課 指導室 |

主要課題 2

市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもちろん、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、それぞれが主体的な取組を展開することが重要です。

本市では、平成 16 年に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、本市の男女平等の歴史は市民の草の根的活動から始められており、平成 15 年に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。

今後も、市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を行えるよう、市民参加と協働のもとに男女共同参画施策を推進していきます。

施策の方向（１）市民参加・協働の推進

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、市民協働による男女共同参画事業を展開します。

施策① 市民や地域団体との協働

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------|-------------------|--|---------------------------|
| (99) | 男女共同参画関係団体への支援・連携 | 男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。 | 企画政策課 |
| (100) | 市民や市民活動団体等との連携 | 市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行 ・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施 ・提案型協働事業の実施 ・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施 | 企画政策課 コミュニティ文化課 職員課 |

施策② 参画を促す環境づくり

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------|---------------------|---|-------|
| (101) | 多様な市民参加の推進 | 市民参加推進会議における検討を経て、男女の偏り是正の視点を含む附属機関等の設置運営の手順を作成していきます。 | 企画政策課 |
| (102) | (仮称)男女平等推進センター整備の検討 | 他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。 | 企画政策課 |
| (103) | 女性談話室の活用 | 男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。 | 企画政策課 |

推進体制の充実・強化

男女共同参画推進にかかる施策は多岐にわたります。そのため、行政の果たす役割は大きく、庁内における連携体制の確立はもちろん、施策の担い手である市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進める必要があります。

平成 27 年 8 月に成立した「女性活躍推進法」においては、地方自治体は地域の男女共同参画のモデルとなるべき事業主であることから、市町村においても事業主体としての行動計画を策定することを義務付けています。これに基づき本市では、平成 28 年 4 月に「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、子育てや介護との両立に対する理解の促進と職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。本市職員の男女共同参画の推進状況については、管理職者に占める女性の割合は 16.4%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっており、庁内のさまざまな部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に努める必要があります。

計画の推進体制については、庁内に「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、年度ごとに施策や事業の実施状況を調査しています。またその結果を、公募市民や関係団体、学識経験者等により構成される「男女平等推進審議会」に諮り、検討結果と提言を各課へフィードバックすることにより施策の効果的な推進に反映していきます。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の男女共同参画の推進体制を整備するとともに、関係各課の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に本計画を推進していきます。

施策の方向（1）庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、庁内の環境づくりを進めます。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------|---------------------|---|------------|
| (104) | 働きやすい職場環境の整備 | だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画や第2次小金井市人材育成基本方針に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。 | 職員課 指導室 |
| (105) | 男女平等の視点に立った配置内容への配慮 | 市職員を対象とした人事異動・昇任の際は男女平等の視点に立った配置を実践します。 | 職員課 |

施策の方向（２）計画の推進体制の強化

本計画を着実に実行するため、毎年度、各施策の進捗状況の点検・評価・公表を行います。

国や都、近隣自治体等の施策に関する情報を把握するとともに、必要に応じて連携して事業を実施します。

施策① 計画推進体制の整備

| NO | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------|--------------------|---|-------|
| (106) | 庁内連携の強化 | 施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。 | 企画政策課 |
| (107) | 男女平等推進審議会の運営 | 公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取り組みへの意見や提言を受け、施策に活かします。 | 企画政策課 |
| (108) | 計画の進捗管理 | 毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。 ・進捗状況調査報告書の作成、公表 | 企画政策課 |
| (109) | 国・都・他自治体との連携及び情報共有 | 国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、協働での開催が効果的な場合には連携して事業を実施します。 ・多摩3市男女共同参画推進共同研究会の開催 | 企画政策課 |

市民懇談会の概要について

1 市民懇談会

- (1) 日 時 10月16日(日)午後2時～4時
東小金井駅開設記念会館(マロンホール)1階ギャラリー
※保育士、手話通訳あり(要事前申込。市広報・市HPへの情報掲載)
- (2) 内 容 ①素案の説明 ②質問・意見聴取
- (3) 主 催 男女平等推進審議会
- (4) 参加人数 30人程度
- (5) 進め方
- ① 市民懇談会の開催趣旨説明
- 素案についての説明及び周知を主な開催趣旨とする。
 - 意見は、挙手による発言及び意見用紙に記入しての提出(用紙を当日配布)をお願いする。
- 【留意点】
- ・パブリックコメントではないので、出された意見への個別回答はしない。
 - ・意見に対し発言の趣旨、理由、方策等を伺う。
 - ・聴取した意見は、今後審議する際の参考とする。
- ② 資料説明
- 素案について審議会を代表して会長が説明
- ③ 質疑応答
- 素案の内容及び審議会での議論の経過等の質疑応答
 - 素案への意見聴取(意見用紙の提出も可。ただし個別回答はしない。)
 - 回答は委員、市職員、コンサルタントが行う。
(分担は、審議会での検討経過は委員、市の取組は市職員、法制度・掲載データ説明はコンサルタントとする。)
- ④ 今後の予定等
- パブリックコメントの実施(12月初旬～平成29年1月初旬)
 - パブリックコメント意見に対する回答時期(平成29年2月予定)の説明
- ※市HP等での公表による回答(個別の回答は行わない。)
- パブリックコメント後の計画策定に関する予定の説明
- (6) タイムテーブル(案)
- | | | | |
|-------|---------|-------|------------|
| 14:00 | 開会 | | 全体進行：企画政策課 |
| 14:00 | 挨拶・趣旨説明 | 【10分】 | 佐藤会長 |
| 14:10 | 委員自己紹介 | 【10分】 | |
| 14:20 | 素案説明 | 【30分】 | 佐藤会長 |
| 14:50 | 質疑応答 | 【50分】 | 進行：遠座副会長 |

15：40 今後の予定等説明【5分】 企画政策課

15：45 閉会挨拶 【5分】 佐藤会長

15：50 閉会

16：00 退場 ※意見用紙の提出を受付（企画政策課）

(7) 配布資料

①素案 ②意見用紙

小金井市

第5次男女共同参画行動計画策定に向けた 市民懇談会

資 料

平成28年10月16日
小金井市男女平等推進審議会

はじめに

この懇談会は、市の男女共同参画施策を推進するための第4次男女共同参画行動計画が期間終了に先立ち、平成29年度から始まる（仮称）第5次男女共同参画行動計画（案）について、市長から諮問を受けた小金井市男女平等推進審議会が、審議を重ね作成した素案について、市民の皆さまへご説明し、理解を深めていただくとともに、広くご意見を伺うため開催するものです。

1. 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

小金井市では、「男女平等都市宣言」や「小金井市男女平等基本条例」の制定、4次にわたる「男女共同参画行動計画」の策定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。

しかしながら、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など、取り組まなければならない課題は多く、それらに対応する法律の制定や改正も行われています。

新たな法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「小金井市第5次男女共同参画行動計画」を策定します。

男女共同参画社会とは

すべての市民が個人として対等に尊重され、自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、男女が均等に利益を享受し、かつ、責任を分かち合う社会

（小金井市男女平等基本条例第2条）

平成11(1999)年に公布施行された「男女共同参画社会基本法」において、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられています。

改定のポイント

■（国）第4次男女共同参画基本計画策定（平成27（2015）年12月）

| <目指すべき社会> | <基本的方向性(強調している視点)> |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会 | <ul style="list-style-type: none">●あらゆる分野における女性の活躍 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、仕事と生活の調和 など●安全・安心な暮らしの実現 女性の健康支援、DVの根絶、困難を抱えた女性等への対応 など●男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 各種制度の整備、意識改革・理解促進、防災・復興体制の確立 など●推進体制の整備・強化 地域における推進体制の強化 など |

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)の成立（平成28（2016）年4月施行）

| <基本原則> | <市町村の役割> |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">●女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること●職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること●女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと | <ul style="list-style-type: none">●当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。●地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努めることとする。●地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。 |

■ 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正（平成28（2016）年3月）

事業主に対するいわゆるマタハラ防止措置義務を新設

事業主は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことに加え、上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じなければならないことが追加されました。

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」)の改正（平成25（2013）年6月）

交際相手からのDVも対象に追加

従来はその対象から外れていた、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

■ ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正（平成25（2013）年6月）

電子メールによる迷惑行為も対象に追加

「拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為」が新たにストーカー規制法の対象となりました。また、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等についての被害者の関与の強化などの措置等が講じられています。（また現在、SNSを規制対象とする改正案が審議されています。）

計画の位置づけ

男女共同参画計画・DV対策基本計画および女性活躍推進計画の3計画を一体的に策定

| | 男女共同参画計画 | DV対策基本計画 | 女性活躍推進計画 |
|-----|---|---|--|
| 根拠法 | 男女共同参画社会基本法 | DV防止法 | 女性活躍推進法 |
| 内容 | 男女共同参画を推進していくための施策の基本的方向や具体的な内容を定める計画 | 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画 | 女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・推進計画 ・事業主行動計画 |
| 国 | 第4次男女共同参画基本計画 平成27(2015)年12月策定 (10年間を見越した方針と5年間の実施計画) | 基本方針 平成25(2013)年12月策定 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針) | 基本方針 平成27(2015)年9月閣議決定 (女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針) |
| 都 | 男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012 計画期間：平成24(2012)年度～平成28(2016)年度 (東京都配偶者暴力対策基本計画と一体) | | 東京都女性活躍推進白書 平成28(2016)年2月策定 |
| 市 | 小金井市 男女平等 基本条例 | 小金井市第4次男女共同参画行動計画 計画期間：H25(2013)年度～H28(2016)年度 (小金井市配偶者暴力対策基本計画と一体) | (市町村女性活躍推進計画) |

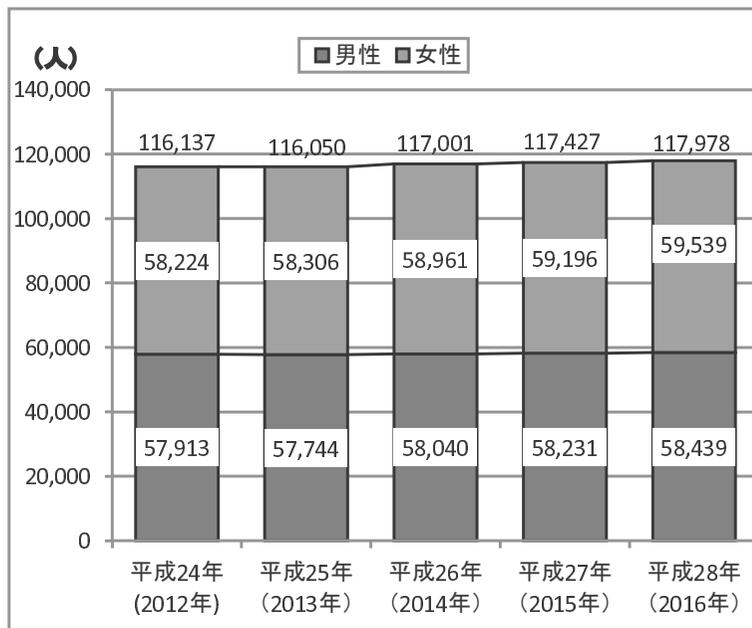
一体的に策定【計画期間：平成29(2017)～平成32(2020)年度】

2. 市の現状

人口

市の人口はおおむね117,000人で推移しており、平成28年1月1日現在、117,978人となっています。

男女別にみると、女性が約1,000人ほど多くなっています。

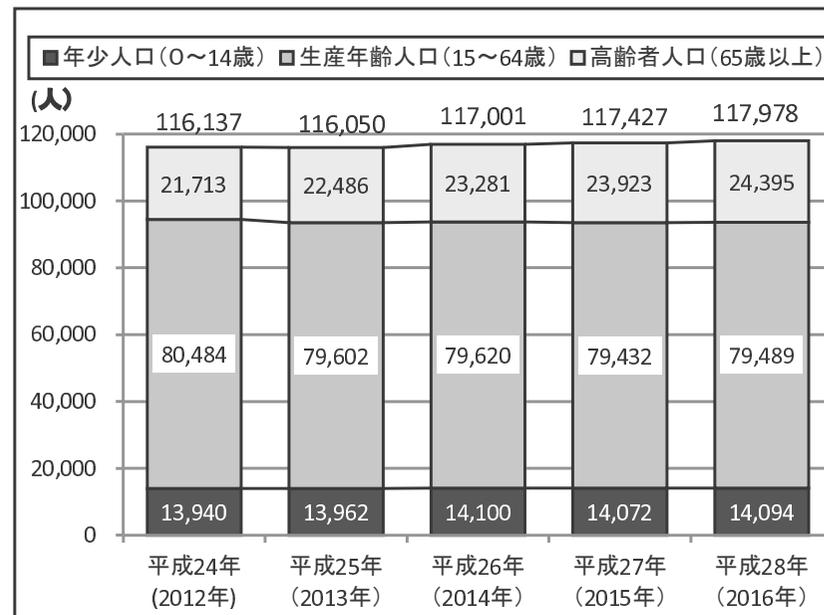


住民基本台帳(各年1月1日)

年齢構成

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）が増加しており、高齢化率は平成28(2016)年現在、20.68%となっています。

なお、これを男女別にみると、女性の高齢化率は23.46%と男性より多くなっています。

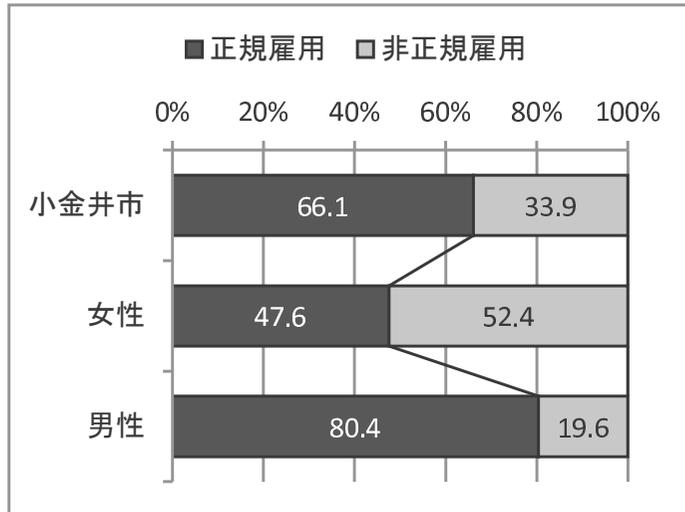


住民基本台帳(各年1月1日)

就業・従業上の地位

市民の就業の状況を見ると、女性就業者は20,669人、男性就業者は29,052人となっています。

雇用者の従業上の地位を見ると、女性では正規雇用が47.6%、非正規雇用が52.4%、男性では正規雇用が80.4%を占めています

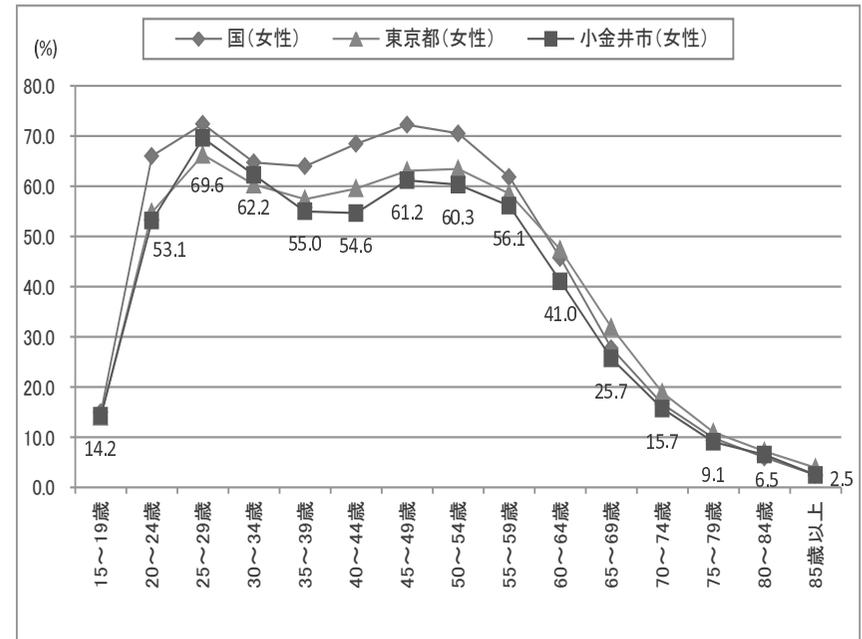


平成22年国勢調査

女性5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率を見ると、35歳～44歳にかけて減少するいわゆるM字型となっています。

また、市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。



平成22年国勢調査

3. アンケート結果

【実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
 調査期間：平成27年9月25日～10月13日
 回収結果：874票/2,000票（有効回収率：43.7%）

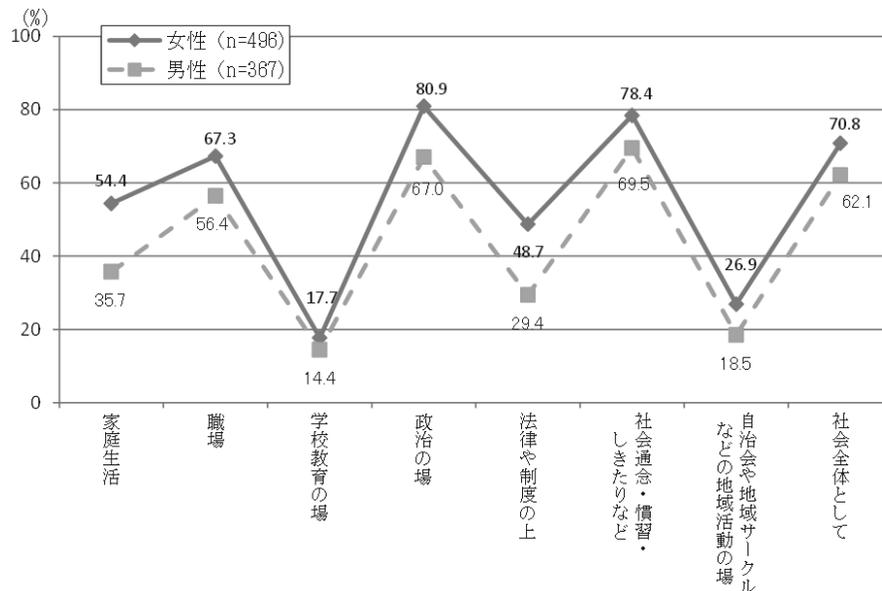
男女平等観

社会の様々な場は「男女平等」？

多くの場面で《男性優遇》という評価になっています。特に“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”、“職場”や“社会全体として”で多くなっています。

《男性優遇》はいずれの項目でも女性の方が多く、平等感には男女差が現れています。

なお、前回（平成24年度）調査の結果と大きな変化は見られず、市民の中では依然として《男性優遇》の社会であるという感じ方は変わっていません。

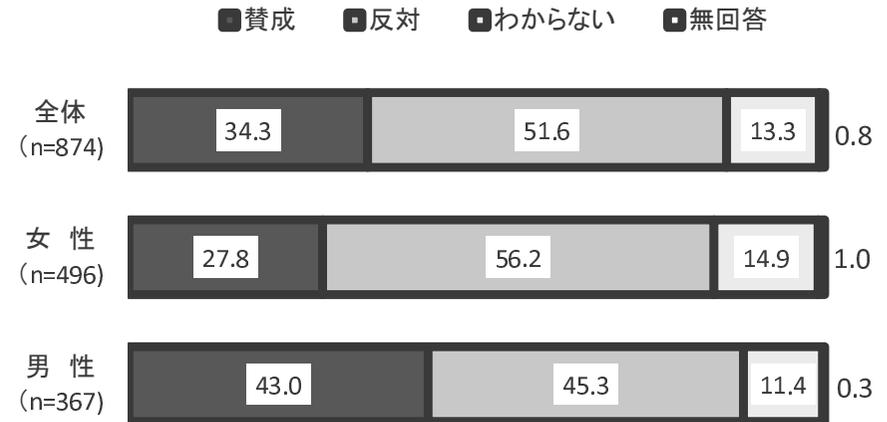


性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」？

女性では《反対》が半数以上を占めています。一方、男性では《賛成》と《反対》がともに4割台で並んでいます。

なお、年代別でみると、男性では年代が上がるにつれて《賛成》が増え、50歳代を境に《賛成》が多数派を占めています。この結果、50代・60代において男女の意識差が最も大きくなっています。



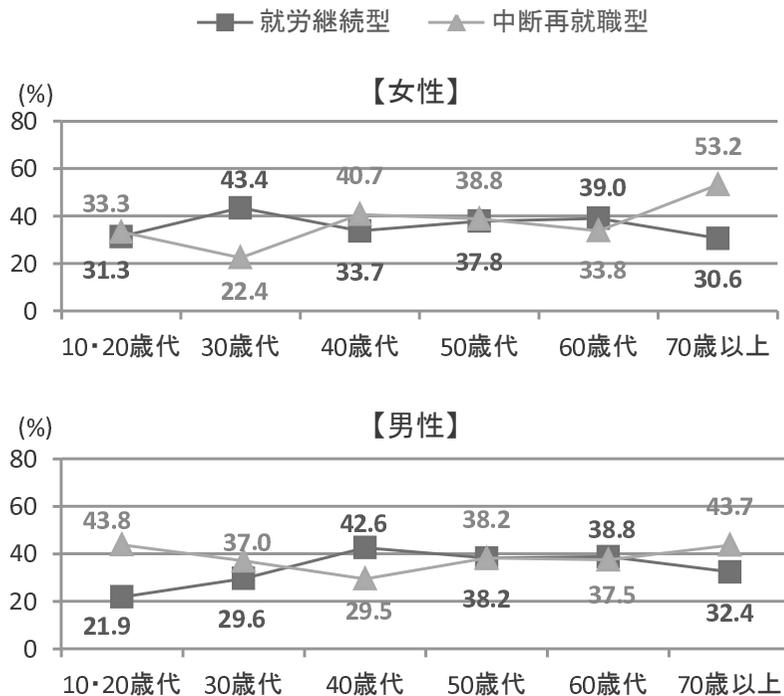
女性と職業

女性が仕事を持つことについてどう思う？

男女とも「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」（中断再就職型）が4割弱で最も多く、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」（就労継続型）は3割台です。

なお、年代別で見ると、女性30代では就労継続型が多く、同年代の男性との意識の違いがあらわれています。

また、国の調査結果では就労継続型が4割台、中断再就職型が3割台であり、これと比較すると市は男女とも中断再就職型が多いのが特徴的です。

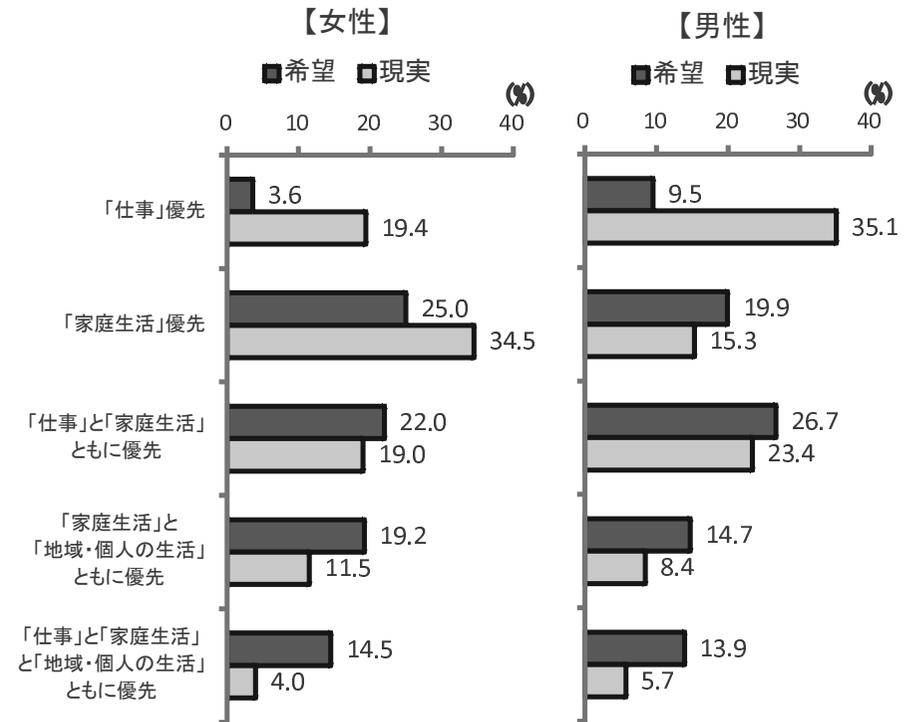


ワーク・ライフ・バランス

「仕事と家庭」の理想と現実とは？

希望としては、男女とも「家庭生活優先」、「仕事と家庭生活をともに優先」が多い。しかし現実には、女性では「家庭生活優先」、男性では「仕事優先」が多くなっています。

なお、前回調査と比較すると希望・現実双方において『家庭生活優先』の割合が増えており、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が流動化してきていることも垣間見られます。



4. 第5次行動計画の理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

人権尊重

暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)

地域や職場でいきいきと女性が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の二重負担を強いられることがないようにすること、そのために、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことは、男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないキーワードです。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組めます。

5. 計画の体系（取り組みの全体像）

| 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 | |
|---------------------------------------|------------------------------|---|----------------|
| Ⅰ 人権が尊重され、 多様性を認めあう 社会をつくる | 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | (1) 人権・男女平等の意識改革の推進 (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 | |
| | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | (1) 教育の場における男女平等教育の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進 | |
| | 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 | (1) 暴力の未然防止の意識づくり (2) 被害者支援の推進 (3) 相談・連携体制の整備・充実 | DV防止対策 基本計画 |
| | 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | (1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進 | |
| | 5 生涯を通じた心と身体への健康支援 | (1) 女性のライフステージに応じた健康づくり (2) 性差や年代に応じた健康づくり | |
| | 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | (1) 各家庭の状況等に応じた支援 (2) 自立した生活への支援 | |
| Ⅱ ワーク・ライフ・バラ ンスの実現した暮 らしをめざす | 1 働く場における男女共同参画の推進 | (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり (2) 働く場における男女平等の推進 | |
| | 2 家庭における男女共同参画の推進 | (1) 育児支援体制の整備 (2) 介護等への支援体制の整備 (3) 男性の家庭・地域活動への参画促進 | 女性活躍 推進計画 |
| | 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 | (1) 女性の就労に関する支援 | |
| | 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | (1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進 | |
| Ⅲ 男女共同参画を 積極的に推進す る | 1 政策・方針決定過程への男女の参画 | (1) 政策・方針決定過程への参画の拡大 | |
| | 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 | (1) 市民参加・協働の推進 | |
| | 3 推進体制の充実・強化 | (1) 庁内の男女平等の推進 (2) 計画の推進体制の強化 | |

6. 取り組みの内容（主なもの）

基本目標 1 人権が尊重され、多様性を認めあう社会をつくる

| 主要課題 | 取り組み内容 |
|------------------------------|--------|
| 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透 | |
| 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進 | |
| 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 | |
| 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策 | |
| 5 生涯を通じた心と身体健康支援 | |
| 6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | |

基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

| 主要課題 | 取り組み内容 |
|---------------------------|--------|
| 1 働く場における男女共同参画の推進 | |
| 2 家庭における男女共同参画の推進 | |
| 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 | |
| 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 | |

基本目標 3 男女共同参画を積極的に推進する

| 主要課題 | 取り組み内容 |
|---------------------------|--------|
| 1 政策・方針決定過程への 男女の参画 | |
| 2 市民参加・協働による 男女共同参画の推進 | |
| 3 推進体制の充実・強化 | |

おわりに

本日の市民懇談会のほかに、今後、パブリックコメントも実施する予定です。ぜひ、その機会にもご意見をお寄せください。

～パブリックコメントについて～

12月初旬～平成29(2017)年1月初旬予定。
素案について、多くの皆さまからご意見をいただくため実施するものです。
詳しくは、市報12月1号(予定)・市ホームページをご覧ください。

本日はありがとうございました。